

社会福祉法人プレイズザロード概要

(2016年6月1日現在)

1 理念・目標

- ・ 保育理念
キリスト教精神に基づき、神と人を愛する自立した子どもを育て、育児にかかわる親を支援する。
- ・ 保育目標
聖書に基づいて、万物の創造者を教えるとともに、モンテッソーリ教育で、身体の動かし方を教え、そのことにより自分の頭でよく考え、自分の身体をよく使って、自分のやりたいことを追求し、展開することができる子どもを育てる。

2 理事長・理事・監事

理事長
理事
監事



3 2016年度事業計画

事業計画書(2頁) 予算書(3頁)

4 2015年度事業報告

事業報告書(4頁) 決算書(10頁) 財産目録(13頁)

5 苦情への対応

苦情解決責任者
苦情受付担当者
第三者委員



園長
主任保育士
《(滝沢村)発達相談専門員》 TEL&FAX 019-625-2010
《特定社会保険労務士・産業カウンセラー》
TEL 019-623-0840 FAX 019-643-3837

6 法人規則

- ・ 定款関係
社会福祉法人プレイズザロード定款(14頁)
定款施行規則(17頁)
- ・ 経理関係
役員の費用弁償に関する規則(20頁)
- ・ 保育活動関係
ハレルヤ保育園苦情解決実施要項(21頁)

7 自己点検評価等

2008年12月 8日 ハレルヤ保育園将来構想(23頁)
2011年10月21日 ハレルヤ保育園保育課程自己点検自己評価(25頁)

8 現況報告書

社会福祉法人現況報告書(39)

社会福祉法人プレイズザロード事業計画書(2016年度)

- 1 施設の名称及び所在地 社会福祉法人プレイズザロードハレルヤ保育園
岩手県滝沢市葉の木沢山 555-5 電話&FAX 019 - 688-6773
- 2 事業年度 2016年4月1日～2017年3月31日
- 3 施設の種別 児童福祉施設（保育所）
児童福祉法第35条4項の規定に基づく
- 4 事業の目的 産休明け乳児から就学前の乳幼児を対象として、勤労家庭の育児支援を行う。また、園児の発達課題に合った保育を行い、保護者と情報を交換しつつ、子の発達を支援する。

5 保育施設

- (1) 敷地面積 1260.02平方メートル
- (2) 建物①の面積 1階 297.79平方メートル
2階 111.79平方メートル
- (3) 建物②の面積 182.18平方メートル
- (4) 建物の構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
- (5) 上記の建物以外に103.68平方メートルのホールを常時借用
- (6) 屋外遊技場 421.64平方メートル

6 定員 60名

年齢	0歳児	1～2歳児	3歳児	4歳以上
定員	6人	14人	12人	28人

7 職員数

職種	園長	主任 保育士	保育士	保育補 助員	看護師	栄養士	調理員	事務長	嘱託医	計
人数	1	1	13 (非常勤4)	2	1 (非常勤)	1	3	1	2	25

8 保育理念

『キリスト教精神に基づき、神と人を愛する自立した子どもを育て、育児にかかわる親を支援する。』

9 保育目標

『聖書に基づいて、万物の創造者を教えるとともに、モンテッソーリ教育で、身体の動かし方を教え、そのことにより自分の頭でよく考え、自分の身体をよく使って、自分のやりたいことを追求し、展開することができる子どもを育てる。』

- 10 保育内容
- ・ 毎週1度礼拝をおこない、園長が聖書のお話をし、職員は交代で礼拝をリードする。
 - ・ 保護者に対して、育児の方法や情報を提供し、育児支援を行う。
 - ・ モンテッソーリ教育を取り入れ、子どもが自ら選び、育っていけるように環境を整える。
 - ・ 2,3歳児の小さい縦割り、4,5歳児の大きい縦割りと分けて、発達のぐあいに合わせて保育を行い、多様な人間関係を経験し、他の人を受け入れられる人格の素地を育む。
 - ・ 3歳児以上クラスは、毎月2回英語教室、毎月4回プール教室に参加する。
 - ・ 疾病予防、体力増強、心身の健康維持に繋がる保育を行う。

- 11 保育時間 午前7時から午後7時

- 12 事業内容 保育事業、延長保育事業、一時預かり事業

2016年度予算書

(自)2016年4月1日 (至)2017年3月31日

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	前年度予算(B)	差異(A)-(B)	備考	
事業活動による収支	収入	保育事業収入	105,000,000	103,500,000	1,500,000	
		受取利息配当金収入	5,000	5,000	0	
		その他の収入	1,200,000	1,200,000	0	
	事業活動収入計 (1)		106,205,000	104,705,000	1,500,000	
	支出	人件費支出	78,394,000	76,954,000	1,440,000	
		事業費支出	10,400,000	10,440,000	△40,000	
事務費支出		5,883,400	5,767,500	115,900		
その他の支出		1,200,000	1,200,000	0		
事業活動支出計 (2)		95,877,400	94,361,500	1,515,900		
事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)		10,327,600	10,343,500	△15,900		
施設整備等による収支	収入					
		施設整備等収入計 (4)	0	0	0	
	支出	固定資産取得支出	1,000,000	650,000	350,000	
		施設整備等支出計 (5)	1,000,000	650,000	350,000	
	施設整備等資金収支差 (6)=(4)-(5)		△1,000,000	△650,000	△350,000	
その他の活動による収支	収入					
		その他の活動収入計 (7)	0	0	0	
		保育所施設・設備整備積立資産支出	9,100,000	9,600,000	△500,000	
		その他の活動支出計 (8)	9,100,000	9,600,000	△500,000	
	その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)		△9,100,000	△9,600,000	500,000	
予備費支出 (10)		200,000	200,000	0		
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)		27,600	93,500	△65,900		

前期末支払資金残高 (12)	11,789,329	9,763,039	2,026,290	
当期末支払資金残高 (11)+(12)	11,816,929	9,856,539	1,960,390	

(注) 予算額は第1次補正後の額である。

2015年度事業報告書

I はじめに

ハレルヤ保育園は、その理念と目標に『キリスト教精神』『聖書』を掲げている。時代や時の流れに影響されない、確固たる聖書に基づいた善悪の基準をもって「子どもの最善の利益」を求める保育を行っている。その目標達成のための3本柱が「聖書教育」「モンテッソーリ教育」「運動教育」である。この柱である3分野は、それぞれが相互に重複し、補完する特徴がある。

現場における以上の分野の理解と実践力を高めるために、本園では毎年、園内研修の内容を工夫して行っている。2015年度は初の試みとして、モンテッソーリ教育の教師資格を有さない保育士たちに、その学びの成果として「ハレルヤ保育園認定のモンテッソーリ教育教師資格」取得の機会を提供することとした。そこで、2015年度の園内研修は、資格試験受験希望者たちに、少しでも日々の実践の確認や、理解を増す手助けとしてほしいという願いを込めて、「モンテッソーリ教育の基本提示」を行った。内容は、教師資格を持たない保育士が、基本提示を行い、それに対し、教師資格のある保育士が、口頭試問やアドバイスをする、というものだった。個々の努力もあり、2016年1月に行った資格試験では、受験者すべてが受験科目を合格できた。2016年度中に教師資格の取得を目標としている者もいるので、何年かは継続してこのスタイルの研修を柔軟に取り組んでいこうと思う。併せて、「ハレルヤ保育園危機管理」の見直しも研修として行った。昨今の乳幼児施設での事故発生を受けて、当園内でも職員が共通認識をもって、危機管理に努める思いを改にした。

2016年度は、引き続き「ハレルヤ保育園認定のモンテッソーリ教育教師資格」取得の機会を提供するとともに、新規採用者向けの「モンテッソーリ教育理論編」の講義を行う予定である。併せて、「保育にかかわる安全教育」も実施し、全職員で、安全管理について確認する。

II 社会福祉法人プレイズザロード

II-1 法人の概要

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人プレイズザロード |
| (2) 主たる事務所の所在地 | 岩手県滝沢市葉の木沢山 555 番地 5
TEL&FAX 019 - 688 - 6773 |
| (3) 認可年月日(認可番号) | 2008年3月26日(岩手県指令児第1008号) |
| (4) 設立登記年月日 | 2008年4月1日 |
| (5) 法人の行う事業 | 第二種社会福祉事業 |
| 保育所の経営 | 利用定員 60人
(事業開始年月日 2008年4月1日) |
| 事業の目的 | 産休明け乳児から就学前の乳幼児を対象として、勤労家庭の育児支援を行う。
また、園児の発達課題に合った保育を行い、保護者と情報を交換しつつ、子どもの発達を支援する。 |
| (6) 法人設立の経過 | |
| 2008年3月26日 | 社会福祉法人プレイズザロード認可(岩手県指令児第1088号) |
| 2008年4月1日 | 児童福祉施設ハレルヤ保育園設置認可(岩手県指令児第2号)
社会福祉法人プレイズザロード法人設立登記 |
| 2008年4月7日 | 第1回理事会開催(定款・諸規則制定、理事・理事長・監事選任、基本財産担保提供、
運転資金の贈与) |
| 2008年6月18日 | 社会福祉法人プレイズザロード設立官報公告 |

II-2 法人の運営

II-2-1 役員等の状況

定款上の定数（理事：6人、監事：2人）

役職名	氏名 (職名代理者 指名順立)	職業	役員資格等(該当する欄に○)					現任期 (年 月 日 ~ 年 月 日)	備考
			学識 経験者	地域 福祉 関係者	施設長 等	その他	財務		
理事長	■■■■■	医師		○				2016.4.1 ~2018.3.31	
理事	■■■■■	税理士・行政書士	○					〃	
〃	■■■■■	学校教諭	○					〃	
〃	■■■■■	無職	○					〃	
〃	■■■■■	幼稚園主任	○					〃	
〃	■■■■■	保育園園長			○			〃	
監事	■■■■■	社会福祉法人職員		○				〃	
〃	■■■■■	無職					○	〃	

(注) 役員を選任は、専門性を重視し、幅広く人選することを基本として行った。

II-2-2 理事会の開催状況

開催年月日	出席者数 /総数	議 題	欠席者氏名	監事出席の有無 (出席者氏名)
2015.5.22	6/6	[報告事項] 1 ハレルヤ保育園の活動状況について [審議事項] 1 職員給与規則の一部改正について 2 2014年度事業報告について 3 2014年度決算について 4 監事監査結果について 5 2015年度第1次補正予算について [その他] 1 保育園の人事について 2 次回理事会開催日程について	無	■■■■■
2015.11.20	6/6	[報告事項] 1 2015年度社会福祉法人指導監査の実施結果について 2 ハレルヤ保育園の活動状況について 3 会計状況について 4 出納調査結果について [審議事項] 1 2015年度第2次補正予算について 2 2016年度事業計画の方針について [その他] 1 ハレルヤ保育園の移転計画について 2 保育園の人事について 3 次回理事会開催日程について	無	■■■■■

2016. 2.19	6/6	<p>[報告事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> 2015年度児童福祉施設指導監査の実施結果について ハレルヤ保育園の保育活動について 会計状況について <p>[審議事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> 理事の選任について 職員給与規則等の一部改正について ハレルヤ保育園の移転計画について 2015年度第3次補正予算について 次期理事及び監事の選出について 2016年度事業計画について 2016年度予算案について <p>[その他]</p> <ol style="list-style-type: none"> 保育園の人事について 次回理事会開催日程について 	無	
------------	-----	---	---	--

II-2-3 監査の状況

(1) 監事監査の実施状況

監査年月日・時間	監査実施者名	監査結果の内容及び指示・指摘事項	改善状況	今後の改善計画
2015. 5.12 9:30～ 11:30		<ol style="list-style-type: none"> 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、計算書類の記載と合致していることを認めます。 計算書類は、法令及び定款に従い、収支及び事業活動の状況並びに財産の状況を正しく示しているものと認めます。 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示していることを認めます。 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。 		
2015.10.20 9:30～ 11:30		2015年度出納調査の結果は、全てについて適正に処理されている。		

(注) なお、2015年度の決算に伴う監事監査は、2016年5月12日(木)に実施した。

(2) 自主的内部点検の実施状況

本法人及びハレルヤ保育園に係る経理処理は、会計責任者であるハレルヤ保育園園長と、出納職員である事務長で行われており、このように小規模組織であるため内部監査が行える体制ではないことから実施していない。このことから内部監査に代わって、外部の会計事務所((株)大沢会計&人事コンサルタンツ)から毎月1回来園し、適正に会計処理が行われているかどうかの確認が半日を要して行われている。

II-3 資産(土地・建物)等の状況

区分	所在地	地目、構造及び用途	面積(㎡)	取得(建設)年月日
1 基本財産				
(1) 土地				
(2) 建物	岩手県滝沢市葉の木沢山 555-6、555-5 同555-7、555-6	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	409.58 182.18	1995.8.20 2005.6.27

2 借地	岩手県滝沢市葉の木沢山555-5	宅地	276.88
	同555-6	宅地	408.02
	同555-7	宅地	329.73
	同556-7	宅地	245.39

II-4 寄付金の受入状況

・ なし

III ハレルヤ保育園施設の概要

III-1 保育施設

- (1) 敷地面積 1260.02 平方メートル
(2) 建物①の面積 1階 297.79 平方メートル
2階 111.79 平方メートル
(3) 建物②の面積 182.18 平方メートル
(4) 建物の構造 ① 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建
② 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
(5) 屋外遊技場 421.64 平方メートル

III-2 入所定員・入所現員

年齢クラス	0歳児	1～2歳児	3歳児	4歳以上	合計
定員	6人	14人	12人	28人	60人
現員(2015/4/1)	5人	26人	9人	24人	64人
現員(2016/3/31)	15人	24人	11人	23人	73人

なお、私的契約児童の入所は、ない。また、延長保育・一時預かりの実績は次のとおりである。

(1) 延長保育の実績(延長保育料減免者数は、2名)

4月 実人数 13人	延べ人数 140人	10月 実人数 17人	延べ人数 110人
5月 " 13	" 105	11月 " 25	" 148
6月 " 13	" 126	12月 " 19	" 123
7月 " 16	" 153	1月 " 22	" 142
8月 " 13	" 107	2月 " 24	" 152
9月 " 20	" 158	3月 " 19	" 118

(2) 一時預かりの実績

4月 実人数 1人	延べ人数 2人	10月 実人数 6人	延べ人数 46人
5月 " 2	" 3	11月 " 6	" 53
6月 " 2	" 7	12月 " 6	" 43
7月 " 2	" 7	1月 " 4	" 16
8月 " 4	" 21	2月 " 5	" 8
9月 " 5	" 31	3月 " 3	" 3

III-3 職員数

職種	園長	事務長	主任 保育士	保育士	栄養士	調理員	保育 補助員	看護師	清掃員	嘱託医	計
人数	1	1	1	15 (非4)	1	3	2	1	1	2	28

(注) 2016年3月31日の職員数

Ⅲ-4 保育理念

ハレルヤ保育園の保育理念は『キリスト教精神に基づき、神と人を愛する自立した子どもを育て、育児にかかわる親を支援する』ことであり、今年度もこの理念どおりの保育事業を実践してきた。毎週月曜日に、2歳児クラス以上の子は礼拝に参加し聖書理解を深めた。毎年度、年明け1月から行った「御言葉と賛美のスタンプラリー」では、子どもたちが1年を通して学んだ聖書の言葉と賛美を今年度も大いに暗唱した。また、今年度も、0,1歳児クラスへの入園児数が多く、子育てに不慣れな保護者に対して、子どもとの関わり方や、子どもの体調管理の仕方等の情報提供をこまめに行い、支援を実施してきた。

Ⅲ-5 保育目標

ハレルヤ保育園の保育目標は『聖書に基づいて、万物の創造者を教えるとともに、モンテッソーリ教育で、身体の動かし方を教え、そのことにより自分の頭でよく考え、自分の身体をよく使って、自分のやりたいことを追求し、展開することができる子どもを育てる』ことである。理念の実現のために、今年度も「聖書教育」「モンテッソーリ教育」「運動教育」を保育の3本柱とし、重点的に保育内容に取り込み活動を実施してきた。

Ⅲ-6 保育活動

- ・ 礼拝で聖書の話聞かせ、保育活動の中で実践する。
- ・ 保護者へ育児のアドバイスや、情報を提供することで、親を立てあげる。
- ・ モンテッソーリ教育を実践し、環境を整え、子どもの自ら成長する力を支援する。
- ・ 積極的に縦割り保育、異年齢交流を行い、多様な人間関係を提供する。
- ・ 疾病予防、体力増強を行い、心身の健康維持につながる保育を行う。
- ・ 3, 4, 5歳児クラスで、月2回英語教育を実施し、外国語に触れる機会を提供する。

Ⅲ-7 保育日・保育時間

- ・ 保育日 日曜・祝日を除く毎日。ただし、12月29日～1月3日は休園
- ・ 保育時間 午前7時から午後7時まで

Ⅲ-8 保育内容

ハレルヤ保育園における具体の保育内容は、保育理念、保育目標に基づき次のことを行ってきた。

- 1 創造者を教えるために…
 - ・ 毎週月曜日の礼拝で聖書の話をする。
 - ・ 十戒、主の祈り、聖句、賛美、祈りを教える。
 - ・ お友達の誕生日をみんなでお祝いし、その子のために祝福のお祈りをする。
 - ・ 食前の感謝の祈りをとおして、食物を与えてくださる神を覚える。
- 2 モンテッソーリ教育の導入…
 - ・ 毎週「日常生活の練習」「感覚教育」「言語教育」「算数教育」等の新しい項目を提示する。
 - ・ 毎日静寂練習、線上歩行をする。
- 3 新たなる保育過程作成し、毎年見直して実施する。
- 4 保護者との連携 … 連絡帳の活用、保育参加、子育て講演を行う。
- 5 多様な人間関係を体験 … 縦割り保育、老人ホーム・介護施設訪問、外国人等との交流
- 6 各クラス週1回は園外保育をした。
- 7 プール教室、運動遊びで大きな運動をした。

Ⅲ-9 給食

ハレルヤ保育園の給食室は、栄養士1人と、調理員3人によって組織されている。栄養士は、献立作成、栄養計算等栄養管理を行うとともに、給食食材の発注、食材経費の管理、さらに調理の味付け、食材の作り方・切り方、おやつ作りを担当している。一方、調理員は、納品チェック、調理の下準備、配膳、食器洗い等を担当している。

2015年度における給食・おやつ献立した日数は、284日である。

Ⅲ-10 園児の健康診断

園児の健診は、内科健診・歯科健診共に年2回(5/6月・11月)実施した。

Ⅲ-11 安全点検・災害訓練等

(1) 安全点検

日常的な安全点検として、のぼり棒、鉄棒、雲梯及び六角ジャングルジムの遊具については職員がその都度実施した。また、教室等の安全点検についてもその都度実施するとともに、月1回定期点検を実施した。

なお、遊具に関連した事故は、1件も無かった。

(2) 災害訓練・消防訓練

災害訓練として、『おさない、はしらない、しずかに』を守り、靴を履いて、保育士の所に集まり、防災帽をかぶり、自分を守ることを教えた。消防訓練は月1回実施した。そのうち1回(10月)は消防署職員を招いての消防総合訓練を実施した。

なお、火災等の事故の発生は、これまでに一度もない。

Ⅲ-12 苦情解決への取組状況

苦情解決責任者

園長

苦情受付担当者

主任保育士

第三者委員

《(滝沢市)発達相談専門員》

TEL&FAX 019 - 625 - 2010

《特定社会保険労務士・産業カウンセラー》

TEL 019 - 623 - 0840 FAX 019 - 643 - 3837

なお、2015年度における苦情受付は、1件であった。内容は、「その他(保育士の話に関して)」であった。この苦情について、園長と担任、職員間で話し合い、苦情を申し出た方に対応し、終結した。

Ⅲ-13 福祉関係養成学校等研修生等の受入状況

(1) 保育実習生の受入

盛岡誠桜高校から	1名	12日間
----------	----	------

(2) 職場体験(保育士体験)の受け入れ

滝沢第二中学校2年生	6名	1日
------------	----	----

(3) 園児との交流会

フレンド滝沢	19名	3回
--------	-----	----

Ⅲ-14 自己点検評価

ハレルヤ保育園の自己点検評価は、職員の資質向上を目的として、各職員から年度初めに当該年度の取り組む業務の目標を定めさせ、年度末には自ら立てた目標の達成度を自己点検評価させている。また、「保育課程の自己点検自己評価」を実施した。さらに、毎年継続して実施している「給食及び家庭での食事に関するアンケート」を今年度も実施した。

なお、「給食及び家庭での食事に関するアンケート結果」については保護者に通知するとともに、本年6月には「保育課程の自己点検自己評価」をも含めてホームページに掲載する予定である。

Ⅲ-15 情報の公開

本法人及びハレルヤ保育園の活動状況(保育理念・保育目標、事業計画、事業報告、予算書、決算書、保育課程、定款等主要規則、自己点検評価等)は、保育園等施設の掲示板及びホームページを利用して公開している。

(以上)

2015年度決算書

資金収支計算書

(自)2015年4月1日 (至)2016年3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
事業活動による収支	収入	保育事業収入	103,500,000	103,488,898	11,102	
		受取利息配当金収入	5,000	4,461	539	
		その他の収入	1,200,000	1,092,600	107,400	
		事業活動収入計 (1)	104,705,000	104,585,959	119,041	
	支出	人件費支出	76,954,000	75,689,872	1,264,128	
		事業費支出	10,440,000	9,967,7350	472,265	
事務費支出		5,767,500	5,625,034	142,466		
その他の支出		1,200,000	1,036,500	163,500		
	事業活動支出計 (2)	94,361,500	92,319,141	2,042,359		
	事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	10,343,500	12,266,818	△1,923,318		
施設整備等による収支	収入					
		施設整備等収入計 (4)	0	0	0	
	支出	固定資産取得支出	650,000	640,528	9,472	
		施設整備等支出計 (5)	650,000	640,528	9,472	
	施設整備等資金収支差 (6)=(4)-(5)	△650,000	△640,528	△9,472		
その他の活動による収支	収入					
		その他の活動収入計 (7)	0	0	0	
	支出	積立資産支出	9,600,000	9,600,000	0	
		その他の活動支出計 (8)	9,600,000	9,600,000	0	
	その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	△9,600,000	△9,600,000	0		
	予備費支出 (10)	0 △0		0		
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	93,500	2,026,290	△1,932,790		

前期末支払資金残高 (12)	9,763,039	9,763,039	0	
当期末支払資金残高 (11)+(12)	9,856,539	11,789,329	△1,932,790	

事業活動計算書

(自)2015年4月1日 (至)2016年3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収	保育事業収益	103,488,898	97,914,782	5,574,116
	益	サービス活動収益計(1)	103,488,898	97,914,782	5,574,116
	費	人件費	75,689,872	70,219,683	5,470,189
		事業費	9,967,735	9,984,379	△16,644
		事務費	5,625,034	6,443,453	△818,419
減価償却費	5,172,967	5,238,166	△65,199		
	サービス活動費用計(2)	96,455,608	91,885,681	4,569,927	
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	7,033,290	6,029,101	1,004,189	
サービス活動外増減の部	収	受取利息配当金収益	4,461	2,632	1,829
	益	その他のサービス活動外収益	1,092,600	1,157,750	△65,150
		サービス活動外収益計(4)	1,097,061	1,160,382	△63,321
	費	支払利息	0	5,684	△5,684
		その他のサービス活動外費用	1,036,500	1,143,681	△107,181
	サービス活動外費用計(5)	1,036,500	1,149,365	△112,865	
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	60,561	11,017	49,544	
経常増減差額(7)=(3)+(6)		7,093,851	6,040,118	1,053,733	
特別増減の部	収				
	益	特別収益計(8)	0	0	0
	費	固定資産売却損・処分損	0	1	△1
		特別費用計(9)	0	1	△1
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	0	△1	1	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		7,093,851	6,040,117	1,053,734	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		34,339,538	34,299,421	40,117
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		41,433,389	40,339,538	1,093,851
	基本金取崩額(14)		0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)		0	0	0
	その他の積立金積立額(16)		9,600,000	6,000,000	3,600,000
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)-(15)-(16)		31,833,389	34,399,538	△2,566,149	

貸借対照表
2016年3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	14,204,680	11,521,457	2,683,223	流動負債	2,415,351	1,758,418	656,933
現金預金	8,009,720	9,411,407	△1,401,687	事業未払金	1,832,404	1,369,835	462,569
事業未収金	2,772,820	273,550	2,499,270	預かり金	6,482	9,882	△3,400
未収補助金	3,422,140	1,836,500	1,585,640	職員預かり金	576,465	378,701	197,764
固定資産	49,644,060	44,576,499	5,067,561	固定負債	0	0	0
基本財産	19,174,441	22,014,315	△2,839,874	負債の部合計	2,415,351	1,758,418	656,933
建物	19,174,441	22,014,315	△2,839,874	純 資 産 の 部			
その他の固定資産	30,469,619	22,562,184	7,907,435	基本金	6,000,000	6,000,000	0
構造物	5,588,260	6,123,246	△534,986	第3号基本金	6,000,000	6,000,000	0
車両運搬具	1	1,469,582	△1,469,581	国庫補助金等特別積立金	0	0	0
器具及び備品	1,053,514	679,772	373,742	その他の積立金	23,600,000	14,000,000	9,600,000
権利	124,984	124,984	0	保育所施設・設備整備積立金	18,600,000	9,000,000	9,600,000
ソフトウェア	82,320	144,060	△61,740	施設・設備整備積立金	5,000,000	5,000,000	0
保育所施設・設備整備積立資産	18,600,000	9,000,000	9,600,000	次期繰越活動増減差額	31,833,389	34,339,538	△2,506,149
施設・設備整備積立資産	5,000,000	5,000,000	0	(うち当期活動増減差額)	7,093,851	6,040,117	1,053,734
長期前払費用	20,540	20,540	0	純資産の部合計	61,433,389	54,339,538	7,093,851
資産の部合計	63,848,740	56,097,956	7,750,784	負債及び純資産の部合計	63,848,740	56,097,956	7,750,784

財 産 目 録
2016年3月31日現在

(単位：円)

資産・負債の内訳	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	8,009,720
預金	22,295
普通預金	7,987,425
普通預金	普通預金
事業未収金	2,772,820
事業未収金	運営費他
未収補助金	3,422,140
未収補助金	滝沢市特別保育事業補助金
	流動資産合計
	14,204,680
2 固定資産	
(1) 基本財産	
建物	園舎：滝沢市葉の木沢山 555-5~7
	19,174,441
	基本財産合計
	19,174,441
(2) その他の固定資産	
構築物	園庭
	5,588,260
車両運搬具	バス
	1
器具及び備品	エアコン他
	1,053,514
権利	電話加入権他
	124,984
ソフトウェア	栄養計算ソフト
	82,320
保育所施設・設備整備積立預金	定期預金等
	18,600,000
施設・設備整備積立資産	定期預金
	5,000,000
長期前払費用	自動車リサイクル預託金他
	20,540
	その他の固定資産合計
	30,469,619
	固定資産合計
	49,644,060
	資産合計
	63,848,740
II 負債の部	
1 流動負債	
事業未払金	盛岡年金事務所社会保険料他
	1,832,404
預かり金	源泉所得税
	6,482
職員預かり金	源泉所得税他
	576,465
	流動負債合計
	2,415,351
2 固定負債	
	固定負債合計
	0
	負債合計
	2,415,351
差引純資産	61,433,389

○ 社会福祉法人プレイズザロード定款

(2008年4月1日制定)
最終改正 2016年5月20日

社会福祉法人プレイズザロード定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第2種社会福祉事業

保育所の経営

一時預かり事業

病児保育事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人プレイズザロードという。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岩手県滝沢市葉の木沢山555番地5に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1)理事 6名

(2)監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の選任等)

第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

2 監事は、理事会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の報酬等)

第8条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

- 6 前項の場合において、あらかじめ、書面をもって欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び滝沢市長に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 岩手県滝沢市葉の木沢山 555 番地 6、555 番地 5 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建ハレルヤ保育園園舎 1 棟(409.58 平方メートル)

(2) 岩手県滝沢市葉の木沢山 555 番地 7、555 番地 6 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建ハレルヤ保育園園舎 1 棟(182.18 平方メートル)

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第14条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、滝沢市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、滝沢市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第15条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第16条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第17条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、

正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第20条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第21条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第4章 解散及び合併

(解散)

第22条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第23条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第24条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、滝沢市長の認可を受けなければならない。

第5章 定款の変更

(定款の変更)

第25条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、滝沢市長の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を滝沢市長に届け出なければならない。

第6章 公告の方法その他

(公告の方法)

第26条 この法人の公告は、社会福祉法人プレイズザロードの掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第27条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長
理事
理事
理事
理事
理事
理事
監事
監事



附 則(2014年2月21日制定)

この定款は、滝沢市長の認可のあった日から施行し、同年1月1日から適用する。

附 則(2016年5月20日制定)

この定款は、滝沢市長の認可のあった日から施行し、同年4月1日から適用する。

○ 定款施行規則

(2008年4月7日制定)
最終改正 2010年2月25日

目次

- 第1章 総則(第1条―第3条)
- 第2章 理事会(第4条―第11条)
- 第3章 監事(第12条―第14条)
- 第4章 役員を選任(第15条・第16条)
- 第5章 その他(第17条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法人規則は、社会福祉法人プレイズザロード定款(2008年4月1日制定。以下「定款」という。)第27条の規定により法人の管理運営及び業務執行について必要な事項を定めるものとする。

(業務の決定と職務権限)

第2条 定款第9条の規定による理事会の決定事項については、別表第1のとおりとする。

2 定款第9条第1項に基づき、理事長が専決できるものとし、理事会が定めるものは別表第2のとおりとする。

3 理事会の議決等を要する法人規則の制定改廃は、法人規則の基準に関する規則(2008年12月8日制定)の定めるところによる。

(職務の代理)

第3条 定款第10条第1項の規定による理事長の職務代理者は、別に規定がある場合を除き次項の順序により順次理事長の職務を代理する。

2 職務代理者の指名は、任期毎に理事長が行うものとする。

順位	職務代理者
第1位順位	保育園施設長にある理事
第2位順位	就任順の非常勤理事

第2章 理事会

(理事会の招集)

第4条 理事会の開催時期は、予算、決算若しくは補正予算又は事業経過報告の作成時期とし、定例会議は、年間3回以上開催することを原則とする。

2 前条の規定にかかわらず、緊急を要する議案があるときは、随時臨時に会議を召集することができる。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも1週間前までに、開催の日時、場所及び付議事項を各理事及び監事に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(資料の提出)

第5条 理事長は、会議において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、1週間前までにこれを提出するものとする。

(出席の有無)

第6条 理事は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ理事長に届け出なければならない。

(開会及び閉会)

第7条 理事会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(表決の方法)

第8条 理事会における表決の方法は挙手による。

2 議長は、理事に異議がないと認めるときは、これを確認し、表決の手続きをとらないで可決したのものとして、その旨を宣言することができる。

(議長の議決権)

第9条 理事会における単純多数決(過半数で決定)要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。

2 理事会における特別多数決(3分の2以上で決定)要件の議案については、議長は最初から議決権を行

使用するものとする。

(欠席理事への通知)

第10条 理事長は、会議を欠席した理事、監事に、審議の概要及び議決を書面で会議終了後2週間以内に通知しなければならない。

(議事録等)

第11条 理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 理事総数(定数)
- (5) 定足数に関する規定(定款の引用)
- (6) 議事録署名人(2名の選出)
- (7) 議案
- (8) 議案に関する発言内容
- (9) 議案に関する表決結果
- (10) 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印、その年月日

2 作成した議事録は、提出議案書及び報告書を添付して、理事長が常に関覧できるよう保管するものとする。

第3章 監事

(理事会等への出席)

第12条 監事は、必要があるときは理事会に出席し、意見を述べるものとする。

(監査事項の制定)

第13条 監事は、定款第11条の規定に基づく監事の監査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監事監査)

第14条 監事は、前条に規定する監査のうち、決算監査は事業年度終了後2月以内に実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか、必要と認めるときは随時監査することができる。

3 前項に基づき実施した監査の結果は、次の理事会に報告しなければならない。

第4章 役員を選任

(任期満了による選任)

第15条 理事長は、役員任期満了前の理事会において、次期役員候補者を、その履歴書(賞罰欄のあるもので、実印を押印したもの)及び印鑑証明書とともに示し、その同意を得るものとする。

2 理事長は、前項の同意を得た場合は、役員となるべき者に委嘱状を交付し、その者から承認承諾書(実印を押印したもの)を徴するものとする。

(欠員補充)

第16条 役員に欠員が生じた場合は、概ね3か月以内に補充選任を行うものとする。

2 前条の規定は、前項の欠員補充の場合に準用する。

第5章 その他

(事業計画及び予算執行の特例)

第17条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の理事会にその状況を報告しなければならない。

附 則

この規則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2008年12月8日制定)

この法人規則は、2008年12月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(2010年2月25日制定)

この法人規則は、2010年2月25日から施行する。

別表第1(第2条第1項関係)

理事会要議決事項一覧表

議決事項・審議事項	理事会での要議決	
	過半数の議決	2/3以上の議決
予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告		○
補正予算		○
予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄(別表第2に掲げる以外)		○
定款の変更		○
合併		○
解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定		○
重要事項で理事会において必要と認める事項		○
公益事業に関する事項		○
収益事業に関する事項		○
社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他の所轄庁等の許可を受ける事項	○	
定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更(別表3の欄に掲げるもの以外)	○	
施設長の任免その他重要な人事(別表第2に掲げるもの以外)	○	
金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約(表第2に掲げるもの以外)	○	
役員報酬に関する事項	○	
その他法人の業務に関する重要事項(別表第2に掲げるもの以外)	○	
理事の選任・解任(議員会が設置されていない場合)		○

別表第2(第2条第2項関係)

理事会権限のうち理事長が専決できる日常業務として理事会が定めるもの

	理事長が専決する業務の種類	備 考
1	職員の任免に関する事	施設長の任免、表彰及び懲戒を除く。
2	職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事	
3	債権の免除・効力の変更に関する事	当該免除等が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の事情があるものに限る。
4	設備資金の借入に係る契約に関する事	予算の範囲内のものに限る。
5	建設工事請負、物品購入契約等のうち ア 日常消費する材料、消耗品の購入 イ 施設設備の保守管理、物品の修理等 ウ 緊急を要する物品の購入等	次の金額以下に限る。 ①工事又は製造の請負 250万円 ②食料品・物品等の買入れ 160万円 ③前各号に掲げるもの以外 100万円
6	基本財産以外の固定資産の取得及び改良のための支出並びにこれらの処分	法人運営に重大な影響がないもので、且つ250万円以下のものに限る。
7	不要または使用に耐えない物品の売却または廃棄	法人運営に重大な影響がないもので、且つ100万円以下のものに限る。
8	予算上の予備費の支出	
9	入所者・利用者の日常の処遇に関する事	
10	入所者の預かり金の日常の管理に関する事	
11	寄付金の受入に関する事	募集の決定を除く。

○ 役員費用弁償に関する規則

(2008年4月7日制定)
最終改正 2009年5月15日

(趣旨)

第1条 この法人規則は、社会福祉法人プレイズザロード定款(2008年4月7日制定。以下「定款」という。)第8条第3項の規定に基づき、役員に係る費用の弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人規則において役員とは、定款第5条に定める役員のうち、非常勤の理事及び監事をいう。ただし、常勤の職員が兼任する理事は除く。

(費用弁償)

第3条 役員が、社会福祉法人プレイズザロード(以下「法人」という。)の業務のために会議等に出席した場合には、その都度、費用を弁償し、別表に定める額を支給するものとする。

(旅費支給)

第4条 役員が、法人の業務のために出張するときは、職員等旅費支給規則(2009年5月15日制定)を適用するものとする。

(雑則)

第5条 役員が、第3条に定める会議等に出席し、かつ、前条に定める業務のために出張をする場合には、前条の規定のみを適用する。

附 則

- 1 この法人規則は、2008年4月1日から施行する。
- 2 この法人規則施行後から2009年3月31日までの間は、別表に定める額は支給しない。

附 則(2009年5月15日制定)

この法人規則は、2009年5月15日から施行する。

別表

職 名	費用弁償の額	備 考
理事長	5,000 円	会議等出席 1日分日当
理 事	3,000 円	会議等出席 1日分日当
監 事	3,000 円	会議等出席 1日分日当

- 備考
- 1 費用弁償の額には、在勤地内にあつては、所要の交通費を含む。
 - 2 会議等開催に当たって通常食事をする時間帯にあつては、別途食事を支給することができる。

○ ハレルヤ保育園苦情解決実施要項

(2009年2月13日制定)

(趣旨)

- 1 この要項は、ハレルヤ保育園(以下「保育園」という。)に入園する児童の保護者(以下「保護者」という。)からの苦情への対応を適切に行うことにより、保護者の満足感の向上、保護者個人の権利擁護を図るとともに、保護者の保育を支援するために定めるものである。

(苦情の範囲)

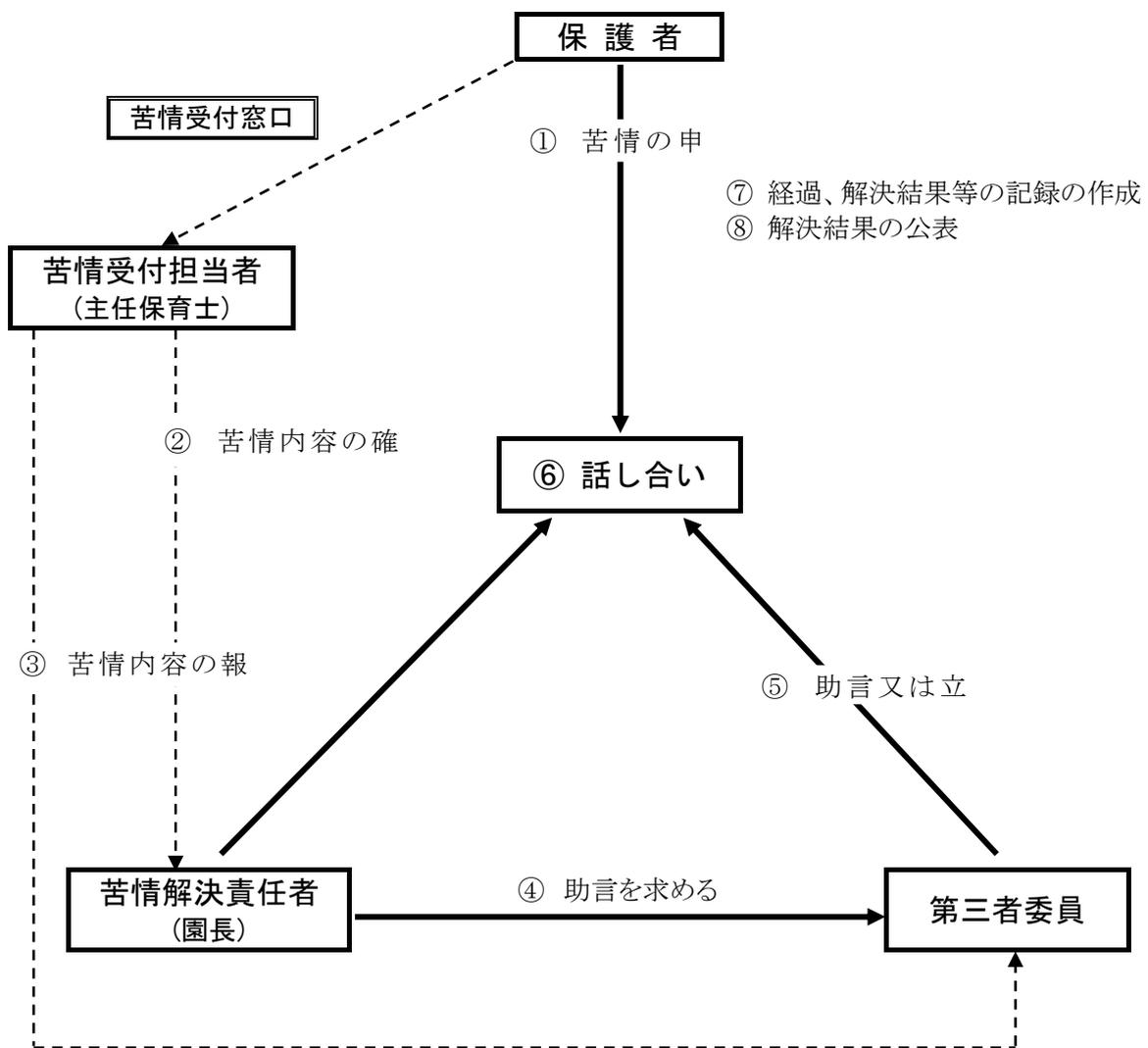
- 2 この要項において処理する苦情の範囲は、保育園が行う保育活動に関するものとする。

(苦情申立人)

- 3 苦情の申立をすることができる者は、保育園に入園している児童の保護者、その家族又はその代理人とする。

(苦情解決の仕組み)

- 4 保育園における苦情解決の仕組みは、次のとおりとする。



(苦情の受付)

- 5 苦情受付担当者は、苦情を随時受け付けるものとする。
- 6 苦情は、第三者委員においても直接受け付けることができる。

(苦情受付担当者)

- 7 苦情受付担当者は、苦情の受付に当たって、次の事項を苦情の申立人に確認するものとする。

- (1) 苦情の内容(苦情の申立人の希望を含む。)
 - (2) 苦情の申立人と苦情解決責任者との話し合い場に、第三者委員の助言又は立会いの要否(苦情解決責任者)
- 8 苦情解決責任者は、苦情内容を確認するとともに、苦情の申立人との話し合いの場を設け、苦情の解決に努めるものとする。この場合において、必要に応じ第三者委員の助言を求めるものとする。
(第三者委員)
- 9 第三者委員は、苦情解決に社会性及び客観性を確保し、保護者の立場又は状況を配慮するとともに、園児の利益が尊重されるよう適切な対応を図るものとする。
- 10 第三者委員への報酬は、無報酬とする。
(苦情解決の話合い)
- 11 苦情解決責任者は、苦情の申立人との話し合いによる解決に努めるものとする。この場合において、必要に応じ、第三者委員に助言又は立会いを求めることができる。
- 12 第三者委員立会で行う苦情解決の話合いは、次のとおり行うものとする。
 - (1) 第三者委員による苦情内容の確認
 - (2) 第三者委員による解決案の調整又は助言
 - (3) 改善事項等の書面による確認(苦情解決の記録、報告等)
- 13 保育園の保育活動の質を高め、運営の適正化を確保するために、苦情の解決結果を記録するものとする。
- 14 苦情受付担当者は、苦情の受付から解決及び改善までの経過と結果を書面に記録するものとする。
- 15 苦情解決責任者は、苦情解決の結果について、第三者委員に報告し、今後の対応について必要な助言を受けるものとする。
- 16 苦情解決責任者は、苦情解決の際に、苦情の申立人に業務改善の約束をした場合には、一定期間経過後にその改善状況を当該苦情の申立人及び第三者委員に報告するものとする。
(投書等による匿名の苦情)
- 17 投書等により匿名の苦情があった場合は、前項までの取扱いに準じて処理するものとする。
(解決結果の公表)
- 18 保育園の保育活動の信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、「事業報告書」、「園だより」等にその実績を掲載し、公表するものとする。

実 施

この要項は、2009年2月13日から実施する。

ハレルヤ保育園将来構想

2008年12月8日作成

ハレルヤ保育園の将来構想について、現代の子どもとそれを取り巻く環境の変化、家族の変化、子どもの心身の変化、さらに聖書に基づく人間観を考察し、保育理念及び保育目標を中心に保育内容、保育施設の今後の展望について取りまとめた。

1 保育理念及び保育目標

保育理念：「神と人を愛する自立した子どもを育てる。育児にかかわる親を支援する。」

保育目標：聖書に基づいて万物の創造者を教える。また、モンテッソーリ教育で身体の動かし方を教える。そのことにより自分の頭でよく考え、自分の身体をよく使って、自分のやりたい事を追求したり展開したりできる子を育てる。

2 現代の子どもとそれを取り巻く環境の変化

核家族、少子化により、かつてのように多人数の家族の中で、祖父母、父母、兄弟姉妹という多様な人間関係の中で育てられていくということがなくなった。テレビが家族の団欒に入り込み、家族の対話の時間を奪っている。また、小児科診療所に来る子どもの変化を長年見てきたが、30年前では小学校高学年の子ども達のほとんどが、親の助け無しで自分の身体症状を医師に説明することができた。しかし、現代では中学生になっても親の助けが必要な子が多い。子ども達の言語能力が低下していると言える。自分の気持ちを言語化することができず、対話する力が育っていない。また、ITやメディアにより情報が容易に取得できるようになったことやテレビゲームの出現により、室内での遊びが多くなり、外で遊ぶことが極度に減少し、かつてのように、『地域での子どもの群れ』は消失した。これは、都会に限らず田舎においても見られる全国共通の現象である。『地域での子どもの群れ』は、年少者から年長者まで縦の社会を作って活動していた。その中で、社会のルール、他人と交渉する力、社会の中での自分の役割、責任の取り方を身に着けていた。現代の子ども達は、自分の気持ちを伝えることと相手の立場を理解するという人間関係の構築のための基本的な技術を習得することができていない。人間関係を上手く築くことができない人が多くなっている。このように、社会全体で人間関係の希薄化が進んでいるといえる。

3 家族の変化

核家族化は進んでおり、世帯当たりの人数で見ると一世帯平均構成人数は平成17年で2.31人であり、減少の一途をたどっている。かつてのような三世帯同居の大家族は少なくなり、離婚による片親世帯も増加している。このような背景は、家庭の養育力、あるいは教育力の低下に影響を及ぼすと考えられる。また、被虐待児が増加している。そのような家庭では家族の保護能力がなくなり、逆に家族は子供に危害を与える加害者となっている。そこではもはや、家庭は子ども達にとって、安息と保護を受ける港ではなく、生命の危険をもたらす戦場となっている。

4 子どもの心身の変化

戦後、食の欧米化などの影響もあり、子どもの身長や体格は目覚しく向上した。しかし、最近では、肥満の子どもの割合が増えている。その要因としては運動不足や孤食などの食行動の変化、軟らかいものや脂肪分の多いものなどの偏った食事の影響が挙げられる。また、夜型の生活リズムや習慣化された長時間のテレビゲームなどの影響によるゲーム脳(前頭前野の脳波異常)を呈した子どもが散見される。身体活動の低下から身体で覚えて身に着けることが少なくなり、不器用となっている。つまり、経験不足の子どもが多くなっている。そして、自信のなさからくる自主性、主体性の欠如がある。

最近では、発達障害の子どもたちが増加しており、小学生の6~8%に注意欠陥多動性障害、学習障害、高機能自閉症などを疑わせる子ども達がいると言われている。

5 聖書に基づく人間観

「神は、実に、そのひとり子をお与えになったほどに、世を愛された。それは、御子を信じる者がひとりとして滅びることなく、永遠のいのちを持つためである。(聖書)」

「罪から来る報酬は死です。しかし、神の下さる賜物は、私たちの主キリスト・イエスにある永遠のいのちです。(聖書)」

天地万物を創られ、統べ治めておられる全能の神が、私たち一人一人を高価で貴い存在として、愛し

ておられる。私たち人間は、自らの罪のために滅ぶべき存在である。しかし、神は、私たちのそのような状況を見過ごしていることができずに、人類に対する深い愛と哀れみのゆえに神のひとり子であるイエス・キリストをお与えになった。キリストは神であったが、人の子として処女マリアからお生まれになった。その生涯を通して、罪無きお方であったが、私たち人間のすべての罪を背負って、私たちの身代わりとなって十字架の刑に処され、死んでくださった。その後、3日目に復活し、40日間地上におられて多くの弟子たちにご自身を現され、天に昇って行かれた。キリストを信じる者は罪ののろいから解放され、滅びから命へと移される。それ以来、このすばらしいニュースは全世界に広がり続けている。

神は、結婚を祝福し、家族を祝福しておられる。また、「子どもたちを、わたしのところに来させなさい。止めてはいけません。神の国は、このような者たちのものです。（聖書）」と、子どもがイエスの周りに来るのを喜ばれ、子どもを祝福しておられる。

子どもの命は、一人の人間として受精のときから始まる。命は、受精卵から胎児、乳児から子ども、大人から老年に至るまで繋がっている。子どもは、保護され、祝福され、家族の中で養育されるべき存在である。また、大人のように器用に物事をする事ができないからといって、子どもは侮られてはいけない。一個の人格として大切にされるべき存在である。親は、子どもを自らの所有物として扱うのではなく、神から養育を任された者として扱うべきである。

6 ハレルヤ保育園の基本方針

これらのことを踏まえ、キリスト教の視点から現代社会における保育のあり方を考え、以下の保育理念と保育目標に基づく事業をハレルヤ保育園において展開していく。

保育理念：「神と人を愛する自立した子どもを育てる。育児にかかわる親を支援する。」

- 1 神を愛する …… 自己を越えた存在である神に対する畏敬を持って神のご性質である正義と愛を追求する人。
- 2 人を愛する …… 他者に自分の気持ちを伝えることができ、相手の立場を理解することができる人。ひいては社会に貢献できる人。
- 3 自立する …… 教育力が引き出され、自立に向けて自分を展開していくことができる人。意欲を持って取り組み、その結果についても責任を取っていける人。
- 4 親への支援 …… 孤立した育児にならないように、また、仕事と育児の両立を援助。家庭の養育力、教育力の確保に向けての支援

保育目標： 聖書に基づいて万物の創造者を教える。また、モンテッソーリ教育で身体の動かし方を教える。その事により自分の頭でよく考え、自分の身体をよく使って、自分のやりたいことを追求したり展開したりできる子を育てる。

具体的な取り組み

- 1 モンテッソーリ教育の導入……自立へ向かって、自己教育力を引き出す。体験を積む。
- 2 縦割り保育の導入……縦横の多様な人間関係に対応できるようになる。
- 3 子育て講演会開催……子育ての先輩からのアドバイス、小学校へ入ってからの育児のポイントを伝達する。
- 4 園外の人々(老人、学生、外国人等)との交流……異年齢、異文化の人々から違いを学び違いを尊重する事を学ぶ。
- 5 嘱託医(小児科医)による健康相談……園児の個別健康相談(随時受付、無料)
- 6 病児への対応……保育中の急な病気に対して、保護者に連絡することと嘱託医と連携し、病気への早期対応を図る。

7 今後の展望

今後における展望としては、次に掲げる事業活動をしていく。

- 1 病後児一時預かり事業について……子供の病気の際に嘱託医と連携を取り、病後児保育施設で対応する。
- 2 放課後学童クラブについて……小学生の放課後保育施設並びに病児保育施設を設ける。
- 3 不登校学童対応施設について……学校へ行けない子どものための自由活動の場としての施設を提供し、保育園児との交流を通して、自己有用感の醸成を図る。

- 4 チャーチスクール……学校へ行けない、あるいは行かない子どもに個別に対応した学習を指導。有資格の教師による授業をし、中学卒業認定試験合格を目指す。また、世界のグローバル化に対応できるよう英語、韓国語の習得を図る。アイデンティティ確立の為に聖書の学びをする。

8 今後の施設運営

以上のことを実施するためにその施設として、次に掲げる施設を構想していく。

保育施設について

園庭……現在の園庭は狭小なため、森林公園、ポニースクールなどの園外施設を利用している。将来は充分広い園庭を確保する。

園舎……充分な活動ができる広さを確保する。

附属施設について

病後児保育施設

学童保育施設

不登校学童対応施設

インターナショナルチャーチスクール

9 まとめ

ハレルヤ保育園は、1995年9月に開設し、その後、2001年4月からは認可保育園として運営してきている。また、本年（2008年）4月からは社会福祉法人化し、社会福祉法人プレイズザロードの保育施設として発足している。

この将来構想は、法人化を契機に、20年先を見越した本法人の、またハレルヤ保育園としての将来進むべき方向性を取りまとめたものである。ここに記した内容を実現させるには、多くの困難な問題があることも承知しているが、必ず実現されることを確信し、この目標に向かって日々の保育活動に励むものである。関係者のご理解とご協力を賜りたい。

（以上）

ハレルヤ保育園保育課程自己点検自己評価

2011.10.21 作成

ハレルヤ保育園園長
主任保育士

1 はじめに

ハレルヤ保育園（以下「保育園」という。）は、1995年9月に無認可保育園として開園し、その後2001年4月から認可保育園に、そして、2008年4月から「社会福祉法人プレイズザロード」の保育施設として運営してきている。

『保育』のスピリットは、キリスト教精神に基づく保育活動である。

本園の「保育課程」は、各年齢層共に「モンテッソーリ教育」を、さらには「聖書教育」、「運動（体育）」に重点をおいた保育活動を実施しているところである。よりよい保育を実施していくために、今年度『保育課程自己点検自己評価』を実施し、より一層保育の質の向上を図ることとした。まだ点検項目等その内容は十分とは言えないが、これまで実施してきた内容を取りまとめた。その結果、今回明らかになった改善すべき内容は、来年度の「保育課程」に反映させていくこととした。

2 ハレルヤ保育園の保育理念

社会福祉法人「プレイズザロード」は、福祉サービスの提供を、キリスト教精神に則って実施することを目的としている。その事業内容は、「ハレルヤ保育園」を設置し、保育事業をとおして、子どもの全人的発達を促すとともに、保護者が安心して子どもを預けることができ、併せて保護者の育児支援することを目的としている。

このようなことから、ハレルヤ保育園の保育理念は、次のように掲げている。

『キリスト教精神に基づき、神と人を愛する自立した子どもを育て、育児にかかわる親を支援する。』

3 ハレルヤ保育園の保育目標

ハレルヤ保育園の保育目標は、『聖書に基づいて、万物の創造者を教えるとともに、モンテッソーリ教育で、身体の動かし方を教え、そのことにより自分の頭でよく考え、自分の身体をよく使って、自分の

やりたいことを追求し、展開することができる子どもを育てる』ことである。

ハレルヤ保育園の保育活動の特色は、「モンテッソーリ教育」を導入していることとともに、「聖書教育」と「運動(体育)」に力を入れていることである。(「モンテッソーリ教育」を導入した経緯は、2011年5月1日作成の『ハレルヤ保育園1歳児におけるモンテッソーリ教育法導入に係る自己点検評価』の「3 ハレルヤ保育園の保育目標」参照)

4 保育課程

ハレルヤ保育園における今年度の「保育課程」の内容は資料1のとおりである。また、この保育課程に基づき月間の指導計画(月案)は資料2の様式を用いて子どもひとりひとりにその月の活動内容を、毎月前月末に作成している。

5 保育課程の作成過程

(1) 保育課程の作成

年間の「保育課程」は、毎年4月に入ってから、各クラスの担任保育士が従来からの年間指導計画書を踏まえながら、当該クラスの子どもの様子を十分に観察した上で原案を作成し、この原案を元にミーティング(園長、主任保育士及びクラス担任で構成。以下同じ。)で協議の上、追加修正して、4月中頃までにはその成案を作成している。

この「保育課程」の作成に当たっては、①保育理念の考え方や姿勢が具体的に生かされていること。②保育目標である「モンテッソーリ教育」「聖書教育」「運動(体育)」の各活動が各年齢層とも年間を通じて導入されていること。③保育所指導指針(平成20年厚生労働省告示第141号。以下「保育指針」という。)第2章に示されている子どもの「発達過程」の内容が踏まえられていること。④年間の保育計画を2期に分け、長期的な見通しや、それぞれの活動に幅を持たせ、「じっくりと・ゆったり」とした保育内容になっていること。⑤子どもの家庭環境、登園・退園時間等の通園環境も考慮された保育内容であり、その保育時間が十分に確保されていること。⑥保育内容が、子どもにとって最善の利益となるよう配慮されていること。特に、⑦0歳児から就学までの子どもの発達が連続するよう配慮されていること。⑧保育園での保育活動と、家庭生活における活動とが繋がるように設けられていること。⑨早期教育にならないよう配慮されていることなどを十分に注意して作成しているところである。

(2) 月間指導計画書(月案)の作成

「月間指導計画書」は、各クラスの担任保育士が各月初めに、「保育課程」と前月の月間指導計画書の「振り返り」を踏まえながら、当該月における保育の目標や方針を具体化した実践計画とともに、子ども一人一人の活動計画を記載した原案を作成し、この原案を元にミーティングで協議の上、追加修正して、その成案を作成している。

この「月間指導計画書」の作成に当たっては、①子ども一人一人の発達と課題を踏まえるように気を付けている。特に、「〇〇ができる」「〇〇遊びをしている」という目に見えることだけでなく、成長しようとしているその子どもの心情、意欲や態度という内面をも理解することに心がけている。また、②集団としての育ちを理解するようにしている。クラスにおける子ども一人一人の姿は異なるが、そこには共通した成長を観ることが出来る。見た目には違いがあっても、「友だちと一緒にやることを喜ぶ」という共通性が見られる。このようなクラスやグループの共通性を見出し、ねらいや内容を編成するようになってきている。さらに、③特定の保育環境を構成するときには、前もって保育士が計画をし、子どもの行動や関心に合わせて、「子どもがすぐに手にとれる」「子どもがすぐに関われる」ように配慮している。

このように子どもの心身の発育・発達や、保育時間の長短等によって、子ども一人一人が異なることから、月間指導計画書の作成するときには、特に以下の事項に配慮して作成している。

ア 3歳未満児保育

- ① 一人一人の発達の個人差が大きいので、個別に指導計画書を作成する。
- ② 保育士、栄養士、看護師等職員同士の連携は元より、保育園と家庭との連携をも密にし、子どもの24時間の様子を互いに把握するよう努める。
- ③ 子ども自身から、体調の変化を適確に伝えられないことから、保育士がいつもと違うわずかな変化に気付くことが重要であり、普段から健康状態を把握し、病気の早期発見や適切な対応に繋がるよう、細かなことも記録することとしている。
- ④ 複数担任制を執っていることからその協力体制作りが必要となる。子どもの情報は、書類の受け渡しで済ますことをせず、保育士同士が会話を交わすなどして、伝達漏れの無いようにしてい

る。

イ 3歳以上児保育

- ① この時期は、「友だちと一緒に」が楽しくなる頃である、基本は一人一人の成長であることから、集団指導計画のほかに個別保育計画(資料3)を作成するようにしている。子どもの成長に合わせ、また、その子の性格をも十分に配慮した内容で、きめ細かな指導計画を立てるようにしている。例えば、「保護者の思い」「援助と配慮」欄には保育士が記入して家庭へ、そして保護者には「〇〇ちゃんへの願い事」「お家でのエピソード・保育所への願い」欄に記入していただき、保育士と家庭との連携を図ってその子の成長を考え、その上で月間指導計画書を作成している。
- ② 子ども一人一人の成長の姿を予測し、その上で保育内容を考え、環境をも整えている。

ウ 異年齢の編成による保育

子どもの年齢差に気を遣うのではなく、個々の子どもの成長の違いをしっかりと把握することから保育内容を考えることとしている。保育士の意図が入り過ぎた保育を行うことよりも、食事や遊び等日常生活の中で、子ども同士が如何に関わるかが大切であり、その中でルールや譲り合い、思いやりの気持ちが育つような環境や保育を考慮するよう努めているところである。

エ 長時間にわたる保育

- ① 一日の生活の流れを見通して、子どもが負担なく、落ち着いて過ごせるよう工夫している。「子どもにとって何が最善の利益になるか」という視点を持ち、子どもの一日の疲れや保護者を待つ気持ちなどを受け止めて温かい対応するようにしている。
- ② 保育士の勤務時間よりも、子どもの保育時間の方が長くなるので、保育士が交代する際には昼間の状況をしっかり伝えることとしている。

オ 障害のある子どもの保育

- ① 個別の対応に配慮しながら、集団での生活の中に位置づけている。障害のある子とそうでない子どもが共に育ち合うことができるようにしている。
- ② 日々の状況に応じて、柔軟に対応できるよう、指導計画の作成に当たっては十分な余裕を持たせるようにしている。
- ③ 家庭との連携を密にし、保護者の思いを受け止めている。
- ④ 障害のある子に対しては、乳幼児から就学まで一環した対応が可能となるよう、保育園だけの指導計画ではなく、地域の関係機関(滝沢村役場児童障害福祉課)、専門家(発達相談員)と連携し、指導計画が継続して行えるようにしている。

カ 小学校との連携

- ① 毎月の「個別保育計画」や「成長の記録」(各年齢の発達課題のチェック表。資料4)には、発達の連続性を分断することのないよう、就学までの生育の状態を的確に小学校に伝えることができるよう記載している。

ク 振り返り

今年度から、毎月末に、月間指導計画の項目を○(実施して達成できた)、△(実施したが達成できなかった)、×(実施できなかった)で囲み、一目でその月の振り返りができるようにした。「○」の項目については次の月では一歩進めた目標を設定し、「△」あるいは「×」については、何故に実施できなかったか充分な見直しを行い、その上で原則次の月も継続して行うこととしている。

また、この月間指導計画の振り返りや保育日誌等の保育実践記録を元に、保育環境の設定や、保育内容が適切だったか、家庭との連携はどうであったか等の自己点検を実施している。個人で振り返るだけでなく、毎週のミーティングや職員会議で互いに話し合い、各々の保育内容を振り返って次の月に反映させている。

(3) その他

本園では、「週間指導計画(週案)」の作成は実施していない。週間指導計画作成の主な目的は「年案・月案のねらいが多様な活動の中に調和的に組み込まれていく」ことであるが、本園は組織的に大きくなく、毎日の保育日誌記入による振り返りや、ミーティングによって、園長をはじめ、保育士同士が会話(言葉)によって常に確認していることから、また、事務的な負担を減らし、実質的な保育に時間をかけたいことから、週間指導計画の作成は実施していない。

6 「年間指導計画」から「保育課程」への変更にあたって

本園では、従来から保育指針を参考にして、子どもの最善の利益を考慮し、充実した保育内容とすることに重点を置き、「年間指導計画書」を作成してきた。保育指針が改定され、新たに「保育課程」を作成するようになって、保育内容そのものは、従来からの取り組みで実施してきたことと特段変わったわ

けではないが、しかし、特に、保育内容の充実を目指し、以下のことを意識して保育活動に当たるようになった。

(1) 養護と教育が一体となった取り組み

保育所は子どもの命を守り、情緒の安定を図りつつ(養護)、発達を促していくための活動の援助を行う(教育)施設である。日常の保育活動が、この養護と教育が一体となって行われているか、意識するようになったこととともに、反面、早期教育を行うことに流されていないか、この点についても月間指導計画書を作成するに当たって意識して注意をしているところである。

(2) 子どもの人格を尊重(「わたしはこうしたい／したくない」「わたしはこうしてほしい／してほしくない」といった子どもの声に耳を傾ける)

日々の子どもの思いを受け止め、保育士の都合で時間を区切った画一的な保育になっていなかったか改めて注意し、点検を行うようになった。特に、基本的な集団のリズムは守りつつ、保育の内容を柔軟に変えて対応していけるよう注意しているところである。

(3) 「保育の内容」の再点検

本園の「保育課程」が、保育指針の第2章「子どもの発達」と第3章「保育の内容」を参考に、子どもの生活や発達の連続性や、子どもはみなその子なりのペースで発達をしていること。また、同じ子どもでも様々な能力が同じ速さで発達していくとは限らないこと。保育士は一人一人の発達が今どの辺りにあるかを捉え、一人一人の発達のペースやその子が持っている能力の芽生えを培うことに努めるとともに、注意を払っていくことが必要である。これらのことを考慮し、そこからそれではないかを常に再点検するようにした。また、「保育課程」の内容が、本園の「保育理念」「保育目標」に沿った内容となっているかをも再点検を行った。

(4) 食を営む力の基礎を培う

月間指導計画書の中でしっかり「食育」の計画を立て、クッキングの活動や給食時に食を通しての健康作りに取り組むようにした。今年度は、「食育クッキング記録簿」(資料5)を作成することにより、より充実したクッキングによる食育を図っているところである。

(5) 子どもの保育とともに、保護者支援への取り組み

従来「年間指導計画書」は、ともすると個人名の想定が懸念されることから、保護者等への公開はしてこなかったが、「保育課程」としたことで、0歳児から5歳児までの保育課程を保育所内に掲示するとともに、ホームページ上で公開することにより、保護者に子育てに対する指針を提供し、本園の保育に対する安心感を持ってもらえるようにした。このことは、送迎時の保護者との会話や連絡帳を活用した家庭との遣り取りによって、「月間指導計画」や「個別保育計画」が、家庭と連携して立てられることに繋がり、さらには、このことが自ずと保護者一人一人の意向を受け止めた保護者支援に繋がっている。その際の基本姿勢として、保護者からの要望を全て受け入れるのではなく、保護者の勤務形態や家庭の状況等を十分に理解した上で、必要と思われる保護者支援を行っており、保護者支援でも、優先されるべきことは目の前の子どもの「最善の利益」であることに注意して実施しているところである。

(6) 保護者や地域の方々への「保育の内容」の周知

各職員が本園の「保育理念」と「保育目標」を理解し、本園で取り入れている「モンテッソーリ教育」「聖書教育」「運動(体育)」、運動(体育)は「リズム体操」「柳沢運動プログラム」を実施しているところである。これらの保護者への具体の説明は、入園時に行うとともに、ホームページを活用して広く周知しているところである。

(7) 保護者からの苦情処理対応

保護者等からの苦情は、本園の出入口(2ヶ所)に苦情相談員(第三者委員)、苦情受付担当者及び苦情解決責任者の氏名を掲示するとともに、苦情や要望等を入れる箱を用意している。しかしその申し出はほとんど無い。このようなことから、本園では、登・退園時に保育士が保護者から聞いたことについては職員同士の共通理解を得るための「連絡ノート」に記載するようにしており、その中から、要望事項や苦情に繋がるような事項を拾い出し、ミーティングや職員会議で積極的にその対応を検討するようにし、事態を大きくならないうちに解決に当たるようになっている。

(8) 小学校との連携

本園で積み重ねられてきた子どもの育ちを、小学校での生活や学びへ繋げていけるようにするために、「保育所児童保育要録」を小学校に送ることが義務化されました。この「保育所児童保育要録」をしっかりと記入するようにするために、その記入内容に沿った内容を記録できるよう「月間指導計画書」「成長の記録」を新たに作成しました。また、月間指導計画書の内容には「年長児が小学校に見学に行き、小学生に小学校内を案内してもらったり、校庭で一緒に遊ぶ」「小学生が総合学習の授業で保

育園に見学に来て交流の場を持つ」「地域の幼稚園・保育園・小学校の職員が連携して会議等を実施する」等の項目も設け、これに沿って積極的に小学校と交流する機会をも持っているところである。

(9) 職員の資質向上

保育士一人一人が、自分で保育の計画を立て、実践し、自ら点検評価を行うとともに、園内外研修等で自己を磨き専門性を向上させて、保育の質の向上を目指している。その主な事例をいくつか紹介すると次のとおりである。

- ① 月間指導計画の内容の項目を「○△×」で囲み、一目でその振り返りができるようにして次の月に活かしている。
- ② 保育日誌の様式(資料6)を「エピソード記録」方式にして記録することにより『子どものエピソード → エピソードの考察・読み取り → 明日への展望』と、子どものことをよりよく観察するようになった。
- ③ 毎週のミーティング時に、普段の保育日誌や園外研修等で学んだこと、さらには「連絡ノート」から保護者の要望・苦情など課題や改善策を探る話し合いをするようにした。
- ④ モンテッソーリ教育について園内研修を年に数回開催。保育士等新規採用者にモンテッソーリ教育を理解させ日常の保育活動に生かしていけるよう、また、モンテッソーリ教師有資格者にとっては他の人に日頃の実践内容を紹介することによって基本的事項の理解を深める機会とし、自らの知識を向上させ、日常の保育活動の問題点の把握、問題点の分析、対処方法等の能力を高められるようにする。この研修は、保護者や地域の方々にも公開し、その内容はその都度報告書に取りまとめ、これも保護者等に公開している。
- ⑤ 職員の自己点検自己評価。職員の資質向上を目的として、各職員自ら年度初めに当該年度の取り組む業務の目標を定め、その実施状況の中間報告を秋口に提出し、年度末に自ら立てた目標の達成度を自己点検自己評価している。また、昨年度は「1歳児におけるモンテッソーリ教育法導入に係る自己点検評価」を、今年度は「2歳児におけるモンテッソーリ教育」と「3歳児におけるモンテッソーリ教育」の自己点検自己評価を実施しているところである。

7 保育課程の自己点検

本園の「教育課程」(資料1)を、①保育所指導指針との整合性について、②モンテッソーリ教育の導入について、③聖書教育について、④運動(体育)について、⑤食育について自己点検を行った。その結果は次のとおりである。

(1) 保育課程と保育所保育指針との整合性

「教育課程」に書かれている内容と「保育所指導指針」との整合性についての点検結果は、概ね整合していた。敢えて細かな点を挙げると、子どもの発達と保育を捉える視点(内容・援助・配慮事項)が、子どもの心情、意欲、態度等の全体像となっていないことなどが挙げられる。このことからもっと細かく記載した方がより内容を理解しやすかったように思える。例えば、以下のような内容を加えておけばよかったと思量される。

ア 0歳児(赤ちゃん組)保育課程

- 養護—生命(I期)・体、衣服等を常に清潔にする。
・安全で清潔な玩具を用意する。
・保育士の愛情豊かな関わりの中で生理的欲求を満ち、気持ちよく生活ができるようにする。
- (II期)・家庭との連絡を密に取りながら子ども一人一人の健康状態を把握し、異常のある場合は適切に対応する。
・家庭との連絡を密に取りながら、一人一人の健康状態を把握し、発育発達に応じて関わる。
・保育士の愛情豊かな関わりや受容により、一人一人の子どもの生理的欲求を満ち気持ちよく生活ができるようにする。
・子どもが自分でやりたいという気持ちを受け止め、援助しながら満足感が感じられるようにする。
- 養護—情緒(I期)・自分が受け入れられているという気持ちを育めるよう、生理的欲求や精神的欲求を満ちさせてあげる。
- (II期)・保護者と密に連絡を取り、子どもの気持ちを共有し、必要な対応を継続することで安心感を持って過ごせるようにする。
・子どもが気持ちを表現する喃語や身振り等に、優しく繰り返し応答してい

- く。
 - ・自分以外の他人という存在を認め、自分の行動や存在を肯定する気持ちが育まれるように、信頼関係を築いていく。
 - ・心が癒されるように視線を合わせたり、優しく声をかけたりする。微笑みかけたり喃語や声、表情に応えたりする。
- 教育一健康(Ⅰ期)
- ・オムツを取り替えてもらい、きれいになった心地よさを感じる。
 - ・保育士の声や物音に反応し、見つめたり喃語を発したり体を動かして快・不快を表そうとする。
 - ・生理的欲求を受け止めてもらったり、やさしいことばかけを感じたりして、人に接する信頼感が芽生える。
- (Ⅱ期)
- ・運動機能が発達し自由に手足を使い周囲の人や物に興味を持ち、探索活動を楽しむ。
 - ・身振りや喃語で保育士とのやり取りを楽しむ。
 - ・自由に移動できる喜びと身近な環境への働きかけで、好奇心がより旺盛になる。
 - ・短い言葉の中にこもった思いを保育士や大人に汲み取ってもらうことで、思いを伝える意欲が高まる。
 - ・応答的な環境の中で、特定の大人との絆を深める。
 - ・同じ物を見つめ共有して大人とのやり取りを心地よく感じ、様々な経験を繰り返し試す。
 - ・離乳食から幼児食へ移行する。
- 教育一人間関係(Ⅰ期)
- ・愛情豊かな特定の大人と過ごすことを喜ぶ。
 - ・泣く、笑う等の表情の変化や体の動きで、感情を表現しようとする。
 - ・泣く、笑う等の表情の変化や体の動きや喃語などで自分の欲求を伝えようとする。
- (Ⅱ期)
- ・あやしてもらおうと喜ぶ等生活や遊びの中で身近な人に興味を持つ。
 - ・受動期に関わる大人とのやり取りを楽しむ。
 - ・身振りを真似る等して、自分から関わろうとする。
- 教育一環境(Ⅰ期)
- ・戸外に出て植物や乗り物、動物を見て興味を持つ。
 - ・異年齢児との触れ合いを持つようになる。
 - ・身の回りにあるいろいろな遊具、玩具等に触れて遊べるようになる。
 - ・絵本等を通じて読んでもらったり見せてもらう。
 - ・大人に言葉をかけてもらいながらミルクを飲む。
- (Ⅱ期)
- ・戸外遊びを通して動植物に親しんだり、直接草花に触れたりして体験を広げていく。
 - ・異年齢児との関わりが増える。
 - ・気に入った遊具を手にして遊んだり、いろいろな素材の遊具で遊んだりする。
 - ・整えられた環境の下で安全に活動できるようになる。
 - ・好きな絵本を繰り返し読んでもらう。
 - ・他の絵本を見たり読んだりしてもらい、知識を広げる。
 - ・基本的な生活習慣を繰り返し体験していく。
- 教育一言葉(Ⅰ期)
- ・周りの音や会話の声に関心を示し、その方向を見る。
 - ・あやされて笑い返す。
 - ・自分の周辺の出来事に関心を示す。
 - ・不快を取り除いてくれる保育士の声を心地よいと感じる。
 - ・何かに目を留めると、じっとそれを見てつかもうとする。
 - ・不快を取り除いてくれる保育士の声に応じて笑う。
 - ・自分が手に取ったものを動かすことで音が出ることを知り楽しむ。
- (Ⅱ期)
- ・反復喃語が始まる。
 - ・情緒的、動作的認知が発達する。
 - ・身近な大人との関わりを楽しむ。

- ・安心できる大人がゆっくり、優しく語り掛けることで、口元の動きを模倣し声を出して言葉を真似ようとする。
- ・正しい調音の模倣はできないが、模倣を繰り返し楽しむ。
- 教育—表現(Ⅰ期)・自分に応答的に関わる特定の声や表情に安心感を覚え、感情が豊かになる。
- ・音に興味を持ち、音の出るものを喜ぶ。
- ・柔らかいものや温かいもの等の感触を楽しむ。
- ・泣く、笑う等の表情の変化や体の動き、喃語等で欲求を表す。
- ・特定の大人の声のする方をじっと見る。
- ・快感、安心感や不快感、嫌悪感を感じることを表し、快感、安心感を感じるものを求めようとする。
- (Ⅱ期)・周囲の人や物に興味を持つ。
- ・興味を持った素材に触れて感触を楽しむ。
- ・情緒的なつながりの中で、あやしてもらうことを心地よく感じる。
- ・大人に歌を歌ってもらうことを楽しく感じる。
- ・身近な大人に対し、意思や欲求を表情や身振りで伝えようとする。
- ・大人の歌に合わせて体を揺らしたり、リズムを取ったりする。

イ 1歳児(ひよこ組)保育課程

- 養護—生命(Ⅰ期)・一人一人との関わりを十分に持ち、生理的欲求が満たされるようにする。
- ・事故やけがのないように見守りながら、子どもの興味が広がり、深まるように関わっていく。
- (Ⅱ期)・室内外の気温に留意し衣服調節を行い、快適に過ごせるようにする。
- ・自分でやりたいという気持ちを引き出し、それを十分に受け止める。
- ・自分でやろうという気持ちを受け止め、満足感が得られるように配慮しながら援助していく。
- 養護—情緒(Ⅰ期)・保護者との連絡を密にし信頼関係を築くことにより、子どもの心の安定が図れるようにする。
- ・喃語や一語文、身振り手振り等の表現を理解し、興味や気持ちに優しく応じ、満足感を感じられるように接する。
- (Ⅱ期)・様々な音楽や絵本、紙芝居等を通して、豊かな情緒を育てていく。
- ・友だちや周囲の存在を認め、興味や関心が高まり、関わりの中から自己肯定感や信頼関係が育まれるようにする。
- 教育—健康(Ⅰ期)・身近な人や物に自発的に働きかけ、好きな遊びを見つけてじっくり遊ぶ。
- ・室内の探索活動を楽しむ。
- ・水遊びや外遊びを存分に楽しみ、水分補給や休息を十分にとる。
- (Ⅱ期)・固定遊具やボール等の用具を使った運動遊びを楽しむ。
- ・玩具を仲立ちとした見立て遊びを友だちや保育者と楽しみ、絆を深める
- 教育—人間関係(Ⅰ期)
- ・保育者等の身近な大人に関わり、興味や親しみを持つ。
- ・友だちと同じ遊びを楽しみ、親しみを感じて関わる。
- (Ⅱ期)・好きな友だちと好きな遊びをじっくり楽しみ、一緒に過ごす喜びを感じる。
- ・友だちの名前を親しみを込めて呼び、仲間意識を持つ。
- ・物事の善悪に関心を持つ。
- 教育—環境(Ⅰ期)・異年齢児との触れ合いで、自分も同じことをやろうとする。
- ・「危ない」等の制止の意味を知り、安全に遊ぶ。
- (Ⅱ期)・自分の体に興味を持ち、部位の名称がわかる。
- ・色の違いがわかり、好みの色が出てくる。
- ・友だちの物、個人の物の区別がつくようになり、自分の持ち物を大切にす
- 教育—言葉(Ⅰ期)・保育者のゆっくりとした発音を真似て模倣しようとしたたり、片言や身振りで自分の思いを伝えようとする。
- ・季節の歌や手遊びを楽しむ中で、様々な言葉に触れる。

- ・ 応答的な言葉のやり取りを楽しむ。
- (Ⅱ期) ・ 気に入ったフレーズやリズムのある言葉を楽しく話す。
- ・ 知っている歌を大声で歌おうとする。
- ・ 友だちや保育士との会話を楽しむ。
- ・ 二語文が増え、会話が弾むようになる。
- 教育—表現(Ⅰ期) ・ 自由な表現を保育者と一緒に楽しむ。
- ・ 友だちの行動に興味を持つ。
- ・ 水の冷たさや心地よさを感じ、友だちと同じ思いを共有する。
- ・ 絵の具を使った遊びを楽しむ。
- (Ⅱ期) ・ 自然素材や小麦粉粘土に親しむ。
- ・ 自分のイメージを膨らませて、様々な素材や玩具・遊具を実物に見立て、独自の世を楽しむ

ウ 2歳児(ぱんだ組)保育課程

- 養護—生命(Ⅰ期) ・ 食事、排泄、午睡等が安定してできるように、一人一人に応じて対応していく。
- ・ 個々の健康状態に気を配り、水分補給や活動と休息のバランスに配慮する。
- ・ 快適に過ごせるように、風通しや室温に気を配る。
- (Ⅱ期) ・ 体調や気候に合わせて衣服を調節する習慣をつける。
- ・ インフルエンザや風邪の予防策(手洗い、換気、清掃)を立て、取り組む
- ・ 基本的な生活習慣の習得を個々に合わせて援助し、一人でできた喜びを味わい自信が持てるようにする。
- 養護—情緒(Ⅰ期) ・ 不安や要求を受け止めてもらい、安心して自分の気持ちを表せるように援助する。
- ・ 自分でしたがるときは見守り、手助けが必要なときは援助する等、自分でしようとする気持ちを大切にする。
- (Ⅱ期) ・ 自分の物と友だちの物がわかり、友だちを意識しながら遊んだり行動したりできるようにする。
- 教育—健康(Ⅰ期) ・ 食後に自分で歯磨きをする。
- (Ⅱ期) ・ 戸外からもどたらうがいをする。
- ・ 鼻汁が出たら自分でかもうとする。
- 教育—人間関係(Ⅰ期)
- ・ 保育者や友だちと安定した関わりで安心して過ごす。
- ・ 保育士等に気持ちを受け止めてもらいながら、少しずつ他者との関わりを持つようとする。
- (Ⅱ期) ・ 簡単なごっこ遊びで少しずつ相手を意識し、共通の遊びを進めようとする。
- 教育—環境(Ⅰ期) ・ 自分の持ち物やロッカー、靴箱に興味を示して覚える。
- ・ 水遊び等、夏ならではの遊びを楽しむ。
- (Ⅱ期) ・ 散歩に出かけ、自然物を見たり触れたりする。
- ・ 簡単な数・色・形等の違いを理解しようとする。
- ・ 好きな玩具に進んで関わり、それを使って友だちごっこ遊びを楽しむ。
- 教育—言葉(Ⅰ期) ・ 手遊びや歌を保育者や友だちと一緒に楽しむ。
- (Ⅱ期) ・ 遊びを通して身の回りの色々な物の名称を覚える。
- ・ 質問に答えたり、挨拶をしたりする。
- ・ 思ったことや感じたことを手振り、身振りを交えて伝える。
- 教育—表現(Ⅰ期) ・ ハサミ・のり・クレヨン等の使い方を覚える。
- ・ 全身を使って踊ったり、走ったりする。
- (Ⅱ期) ・ 絵本の登場人物や動物になりきって遊ぶ。

エ 3歳児(らいおん組)保育課程

- 養護—生命(Ⅰ期) ・ 環境の変化から不安を感じた行動が見られるので、一人一人の発達状態を把握し、安心できるよう配慮する。
- ・ 遊びを楽しく満足させるための環境への安全、事故防止に努める。

- (Ⅱ期)・ 快適な生活を覚え、安心して集団生活を過ごし、満足感が得られることに共感してあげる。
 - ・ 遊びを通して、生活への自発性が豊かになり、認めてあげることで成長の喜びを知らせていく。
- 養護—情緒(Ⅰ期)・ できる事は多少の時間はかかっても見守り、自信につなげてあげる。
 - ・ 自己中心的な感情が多く見られるが、人と関わる中で自己抑制や社会性を体験させ、知識を豊かにしてあげる。
- (Ⅱ期)・ 友だちや保育士等との信頼関係が育ち、気持ちを伝え合うことができるようにする。
 - ・ 物事に意欲を持って取り組む気持ちを大切にし、できたことをほめ、心の安定に努める。
- 教育—健康(Ⅰ期)・ 友だちの存在に関心はあるが、平行遊びを楽しむ。
 - ・ 戸外で様々な遊びを十分に楽しむ。
 - ・ 固定遊具や玩具を通して友だちと工夫して遊ぶ。
 - ・ 運動会の練習を通して、身体の機能が発達し、心豊かになる。
- (Ⅱ期)・ 手洗いが習慣づき、病気の予防ができる。
 - ・ 基本的な生活習慣が身に付き生活を楽しむ。
 - ・ 自分の成長の喜びを知る。
- 教育—人間関係(Ⅰ期)
 - ・ 保育士がそばにいることで情緒の安定を得る。
 - ・ 老人と関わることで、優しさ、いたわりを心で感じたり、スキンシップ(握手等)を図る。
- (Ⅱ期)・ 一緒に遊びたい気持ちから我慢することを覚える。
- 教育—環境(Ⅰ期)・ 戸外遊びを十分楽しみ満足感を得る。草・虫・砂に触れる。
 - ・ 自らが体験したことを感性として身に付ける。
- (Ⅱ期)・ 自然に心を動かしながら、保育士や友だちと共感し関心を持つようになる。
 - ・ 自然の動物を観察して、生き物の命の大切さを知る。
- 教育—言語(Ⅰ期)・ 保育士や友だちとの会話、絵本の読み聞かせにより、言葉を習得し、簡単な会話を楽しむ。
 - ・ 生活での疑問を言葉で繰り返し聞こうとする。
- (Ⅱ期)・ 生活発表会を通して、言葉の模倣遊びを楽しみ、言葉の意味を理解する
 - ・ 自分の考えを言葉に変えて話をしたり表現できる。
- 教育—表現(Ⅰ期)・ 気に入った遊びを繰り返し楽しむ。
 - ・ 見聞きしたものを模倣し、表現する。
- (Ⅱ期)・ たくさんの経験を積むことにより、絵の表現が上手になる。
 - ・ 冬の遊びを通して、想像力や自然への開放感が生まれる。

オ 4歳児(きりん組)保育課程

- 養護—生命(Ⅰ期)・ 一人一人の健康状態や発達状態を把握し、適切に対応し自ら気付けるようにする。
 - ・ 子どもに健康や安全の大切さを知らせ、安全な環境作りに努める。
 - ・ 生理的欲求を満たせるよう、個々の生活リズムに合わせて快適な生活ができるようにする。
 - ・ 体調を把握し、自分で体の異常を訴えられるようにする。
- (Ⅱ期)・ 基本的な生活習慣や態度を身に付ける。
 - ・ 子どもの発達を見通し、全身を使う運動を取り入れ、個々に合った活動ができるようにする。
- 養護—情緒(Ⅰ期)・ 日々の生活に安定感を持ち、のびのびと友だちと関わっていけるようにする。
 - ・ 子ども同士の遊びを豊かにし、友だちとの関係の中で徐々に自分を発揮できるようにする。
- (Ⅱ期)・ やり取りを重ねる中、お互いのよさを認め合えるように、集団で一人一人のよさを活かしていく。

- ・ 一生懸命やった後の満足感や達成感を味わう。
- ・ 与えられた役割を責任持って果たすことで達成感を味わえるようにする
- ・ 遊ぶときと集中して取り組むときのけじめをつける。
- 教育—健康(Ⅰ期)・ 全身で自然や様々なものと関わり、運動量の多い遊びに挑戦する。
- ・ 身近な環境に興味を持って関わり、遊びを体得していく。
- ・ 活動と休息のバランスのよい生活リズムに心地よさを感じる。
- ・ 十分に遊んだ後は、自ら水分補給や休息をとろうとする。
- ・ プール遊びを通して健全な心身作りをする。
- (Ⅱ期)・ 自他を区別し、保育士に共感してもらったり友だちと競争したりしながら遊ぶ。
- ・ 体の状態を意識し、異常を感じたらそれを保育士に伝える。
- ・ 衛生的で安全な場所で、思い切り遊べる心地よさを知る。
- ・ 五感で感じながら遊ぼうとする。
- 教育—人間関係(Ⅰ期)
- ・ 仲間といることの喜びや楽しさを感じながらつながりを深める。
- ・ 保育士や友だちと一緒に遊ぶ楽しさを感じ喜んで登園する。
- ・ 友だちのよさに気付き、一緒に活動する楽しさを知る。
- (Ⅱ期)・ 自己を十分に発揮したり、他者と協調して生活したりすることを楽しむ
- ・ 自ら挨拶をすることでコミュニケーション能力をつける。
- ・ 生活や遊びの中で、決まりやルールの大切さに気付く。
- ・ 友だちと楽しく活動するためにルールや約束を守ろうとする。
- ・ 友だちと関わる中で相手の気持ちに気付いていく。
- 教育—環境(Ⅰ期)・ 自然等の身近な環境への関わり方や遊び方を体験していく。
- ・ 様々なものの特性を知り、そのものの材質に興味を持つ。
- ・ 身の回りのことを自分でやろうとする。
- (Ⅱ期)・ 目的を持って行動し、造る・描く・試すことで想像力を豊かにしていく
- ・ 園外保育等、いつもと違う場所に関心を持ち、その中で遊び方や楽しみ方を見つける。
- 教育—言語(Ⅰ期)・ 自分の名前や文字に興味を持つ。
- ・ 友だち同士、言葉で伝え合いながら、遊びの状況を共に理解しようとする。
- (Ⅱ期)・ 絵本や物語に興味を持ち、イメージを広げたり、興味を持った文字を探し、読んでみようとする。
- ・ 「ごめんなさい」「ありがとう」が言えるようにする。
- ・ 会話を通し、友だちといることの楽しさを感じるようになり、つながりを深める。
- 教育—表現(Ⅰ期)・ 生活の中で様々な音・色・形・手触り・動き・味・香り等に気付いたり、感じたりして楽しむ。
- ・ 友だちとイメージを言葉にして共有し、一緒に表現することを楽しむ。
- (Ⅱ期)・ 歌詞に興味を持ったり、リズム打ちを楽しみ、音楽やリズムに合わせてたりしようとする。
- ・ イメージや意思、目的を持って表現する。
- ・ 友だちと一緒に音色を味わったり、リズム楽器で演奏したりする楽しさを知る。
- ・ 感じたこと、考えたことを音や動き、描画や製作で表現する。

カ 5歳児(ぞう組)保育課程

- 養護—生命(Ⅰ期)・ 生活習慣を再確認し、健康な生活を送る為に必要な習慣を身に付けられるようにする。
- ・ 適度の運動と休息をとることの必要性を知らせ、健康に過ごせるようにする。
- (Ⅱ期)・ 健康診断等を通し、病気や事故防止等の認識を深められるようにする。
- ・ 基本的生活習慣が身に付き、自分でできたことに自信や満足感を持てるようにする。

- 養護—情緒(Ⅰ期)・保育士との関わりの中で信頼関係を築き、自分の気持ちを伝え、安心して過ごせるようにする。
- ・生活リズムを整えることの大切さを理解できるようにする。
- (Ⅱ期)・保育士に認められたり褒められたりする中で、自分に自信を持って生活できるようにする。
- ・安定した生活リズムの中で、ゆったりと安心して過ごせるようにする。
- 教育—健康(Ⅰ期)・保育士や友だちとの関わりを楽しみながら、戸外でのびのびと遊ぶ。
- ・自分の体に関心を持ち、健康な生活を送る為に必要なリズムを身に付ける。
- (Ⅱ期)・病気の予防に関心を持ち、手洗いうがいをしたりして健康な生活習慣を身に付ける。
- ・寒暖を感じ、衣服の調節を行う。
 - ・寒さに負けずに体を動かし、色々な運動遊びに取り組む。
 - ・就学することに期待を持ち、早寝早起きの生活リズムを身に付ける。
- 教育—人間関係(Ⅰ期)
- ・グループの活動を行う中で、遊びを工夫したり計画を立てたりして、友達とのつながりを深める。
- (Ⅱ期)・みんなで協力し、一つの目標に向かってがんばる大切さや素晴らしさを知る。
- ・集団生活の中で自己主張をしたり相手の意見を取り入れたりしながら、協力しあう。
- 教育—環境(Ⅰ期)・小動物を飼育したり、野菜を栽培していく中で生命力、命の尊さを認識する。
- ・身の回りの事象や季節の変化に気付き、感性を豊かにする。
- (Ⅱ期)・身近な自然の美しさを感じたり、自然物を使って、様々な遊びを楽しむ
- ・自分たちの生活の場を、みんなで協力し合って、使いやすく整えたり飾ったりする。
- 教育—言語(Ⅰ期)・保育士や友だちの話をよく聞いて、内容を理解したり、自分の気持ちを伝えようとしたりする。
- ・自分の経験や思い、考えを自分の言葉で話し、伝えていく。
- (Ⅱ期)・言葉や文字、記号等に関心を持ち、自分の思いを伝える手段として取り入れていく。
- ・文字に興味を持ち、言葉で遊びを楽しんだり、文字を書く楽しさを知る。
- 教育—表現(Ⅰ期)・水・砂・泥等の様々な素材に触れて遊びを展開していく。
- (Ⅱ期)・歌を歌ったり、楽器を使ったりしてリズムの変化を楽しむ。
- ・絵本・物語に親しみ、想像力を豊かにする。
 - ・生活の中で感じたこと、考えたこと等を自由に表現する。

(2) モンテッソーリ教育の導入について

各クラスにおいて子どもの育ちに応じた教材(「モンテッソーリ教育0～3歳までの育ちと手助け」江口裕子著参照)やモンテッソーリ教育の分野(日常生活の練習、感覚教育、言語教育、算数教育、文化教育)の系統図(「モンテッソーリ教育理論と実践1巻～5巻の各教具・教材カリキュラム」(系統図)参照)に基づきモンテッソーリ教育を実施しているところである。本園では、モンテッソーリ教育進捗表(資料7)を作成し、子どもたち一人一人の進捗状況を確認しながら0歳から5歳までの課程を系統立てて活動している。これらの活動も保育課程にすべて組み込まれている。

しかし、1歳児クラス(ひよこ組)、2歳児クラス(ぱんだ組)は、モンテッソーリ教育を行う際の環境設定についてしか記載していないので、クラスを構成する子どもの年齢に見合った具体的な活動内容を記載した方がよいと思う。

(3) 「聖書教育」について

朝の会、帰りの会、食前、毎週の礼拝等で、0歳から5歳まで繰り返す、祈ること、賛美歌を歌うこと、神様のお話を聞くことにより、万物の創造者がどなたであるかを伝え、神様と人とを愛する子どもに成長していくように保育課程に、各クラスを構成する子どもの年齢に見合った活動が組み込まれている。

(4) 「運動(体育)」について

主に「柳沢運動プログラム」「リズム体操」を中心に、各クラスを構成する子どもの年齢に見合った活動を実践して運動能力の向上に努めているところである。

柳沢運動プログラムでは、マット運動(ゆりかご → 側転)、跳躍運動(うさぎ跳び → リズミカルにジャンプ)、支持運動(犬歩き → アザラシ歩き)、懸垂運動(よじ登り → 渡り棒)、縄跳び(縄に慣れる → 短縄跳び)、跳び箱(跳び下り → 開脚跳び越し)、鉄棒(跳びあがり → 逆上がり)ができるように、リズム体操では、『どんぐりころころ』で足の親指で床をけるから始まり、『毛虫』で3人組、あるいは8人組のリズム遊び」ができるようプログラムが構成されているが、これらはいずれも保育課程に組み込まれている。

しかし、1歳児クラス(ひよこ組)と2歳児クラス(ぱんだ組)は具体的な内容、例えば、「重い物を持って運ぶ」「三輪車をこぐ」などを記載するとよかったと思う。また、リズム体操の内容をも記載するとよかったと思う。

(5) 「食育」について

健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標として以下のことを保育課程に組み入れ、各クラスを構成する子どもの年齢に見合った食育を行っている。

- ・ミルク→離乳食→普通食へのスムーズな移行
- ・自分で食べることへの意欲を持たせる
- ・スプーンや箸、食器の正しい持ち方
- ・作物の栽培により食に対する関心を高める
- ・クッキングをすることにより食に対する関心を高める
- ・よくかんで食べる習慣をつける
- ・楽しく食べる
- ・食事のマナーを身に付ける
- ・食べ物と身体(健康)の関係を知り、食べようとする意欲を持つ

8 保育課程自己評価

2011年度より、園長職に就いて、いくつかの点で改定を行ってきた。その主なものをまとめてみると次のとおりである。

● 3歳以上児の個別保育計画 (33頁参照)

本年10月までは、この資料に記載してあるように、保育者が記入した「保育者の思い」「援助と配慮」を保護者が見て、保護者が「〇〇ちゃんへの願い事」「お家でのエピソード・保育園への願い」を記入していた。つまり、個別保育計画作成の順序が、保育者→保護者であった。しかし、この形では、保護者の思いを知る前に、保育者が目標を記入してしまうことから、保護者の子どもに対する思いを反映する目標を、保育者が作成することができない。また、保育者から保護者への子どもの見かたに対する助言やコメントも、1月遅れで読んでもらうことになる。そしてなにより、この流れは、保育園主体での子育てになり、本園が保育理念に掲げ行なっている「育児に関わる親」への支援の形の間違った形であると思った。そこで、以下のように変更した。個別保育計画のフォームはそのまま、作成の順序を変えたのである。まず保護者が「〇〇ちゃんへの願い事」「お家でのエピソード・保育園への願い」を記入し、それを保育者が読んで、親の思いを汲んだ「保育者の思い」「援助と配慮」を記入するのである。つまり、保護者→保育者という順序で個別計画を作成することとした。保護者へは、こうすることで、子育ての主人公を親に返すのだ、と説明した。

本園では、かねがね、子育ては親の責任、親が主人公であるという認識を持ち、ともすれば保育園任せ、責任逃れになりがちな保護者に対して、その責任と権利を認識させていきたいと考えていた。この個別保育計画も、保護者の考えを保育に反映するために取り入れたものである。しかし、実施してみると、保護者の中には、計画書に記入しないもの、計画書自体を紛失してしまうものがいた。また、本園では、子どもの自律心を育てるために、子どもが自分で着替えられるものを着せてほしいと、常日頃から保護者にも話しているが、子どもに自分では着脱困難な服を着せてきて「やってちょうだい」と保育者に話せるように指導してほしい、というような、保育園の方針とは異なった要求をしてくる保護者もいた。そのような保護者に対して、今一度、子育ての責任と権利を思い起こさせる契機になればいいなと願う。

● 保護者支援への取り組み (35頁参照)

かつては「保護者支援」の名の下に、保育園が保護者の要望をひたすら全て受け入れるというようなことがあった。しかし、それは、保護者の子育てに対する権利と責任を、保育園が代行、搾取してしまうことにつながる。何よりも、保護者と一緒に過ごすことを望んでいる子どもの「最善の利益」

を奪うことになる。それは、間違った保護者支援であると考え。ハレルヤ保育園が考える保護者支援とは、保護者が、子育てに喜びを見出す援助であり、保育園が、子育ての喜びも困難さも分かち合うことが出来る、保護者の「隣人」となることである。2011年度の保育活動の取り組みの中で、「保護者も誉めて伸ばす」という活動を実施したクラスがあった（2歳児クラス）。その中で、保護者の中には、子育てのことを他人になかなか相談できない人もいる、子育てについて相談できる人が身近にいない保護者がいる、ということが分かった。また、「お母さんも頑張っていますね！」というような子育てを誉められる、という経験をしている人が少ないことも分かった。そんな保護者の子育てを誉めたり、見守っていると、保護者は、保育者に誉められたことで喜んだり、子育てにやる気を起こしてくれたようだ。これこそ、真の子育て支援といえるだろう。

● 保育日誌の書き方

今年度、変更したことの中に、保育日誌のフォームがある。ハレルヤ保育園では、保育者に「子どもの見かた」の能力の向上を求めている。それを「保育日誌を記入する」という活動の中で、培うことが出来れば、と以前から考えていた。そこで、今回「保育の質を高めるための取り組みの具体的提案」（益社団法人全国私立保育園連盟 保育・子育て総合研究機構）の中の「〈提案1〉日誌を活用した方法」を参考に、フォームの変更を行った（資料6参照）。これによって、保育者達は、今までよりも、子どもの姿、子どもの行動の意味を考え、そのために更に子どもを観察するようになってきていると思う。出来事を羅列するだけの保育日誌では、その出来事が起こった理由、それに関わる子どもの思い、などを保育者が考察する機会を失ってしまう。本園が取り入れている、モンテッソーリ教育においても、子どもに関わる大人が「子どもを観察すること」の大切さは、何度も強調されている。本園は、保育者の第1の資質として、この「子どもを観察する能力」を挙げたいと思う。

● 「こどものいいところ発見ノート」の作成

本園では「神と人を愛する自立した子どもを育て」ることを保育理念に掲げている。また聖書には、「あなたの隣人をあなた自身のように愛せよ」という御言葉がある。人間は、まず自分を愛し、その愛で他の人をも愛せるのである。しかし、こんなデータがある。日本人は、「自分にいいところがある」と思う人が少ないというのである。そこで本園では、涌津保育園の実践研究（平成23年度岩手県保育研究発表会発表資料55頁）を参考に、「こどものいいところ発見ノート」を作成し、全職員が全園児の「いいところ」「素敵だと思ったところ」を記入し、共通理解を行い、何度でもその子を誉める、という活動を行うことにした。本園は、小規模園なので、今まででも職員間の園児についての話題交換は、スムーズに行っていたが、このノートを作ったことで、更に多くの職員が、子どもに関わりを持つことができ、子ども達も何度も誉められることで、自信感を育てていくことが出来る、と期待している。園便りにも載せて、保護者にも子ども達の姿を知らせた。

● 職員のプレゼンテーション能力の向上のために

保育の仕事は、大きく分けて2つだといえる。子どもに関わることと、大人に関わることである。多くの保育者達は、子どもが好きでこの職業を選択しているから、子どもに関わることは、好きだし、得意だろう。しかし、専門職である保育者であるからには、大人に関わることの技術も磨かなければならない。大人に関わることで、保育者の仕事として重要になってくるのが、プレゼンテーション能力であると考え。この能力が無い、もしくは足りなければ、保護者とのコミュニケーションにおいて支障をきたすであろうし、せっかく素晴らしい保育活動を行っても、評価されないかもしれない。また、研修などに参加して、素晴らしい実践を見てきたとしても、他者にプレゼンテーションできないという事は、本人も本当に理解しているとは言えない、と考えたからである。本園でも、職員のプレゼンテーション能力の向上の為に、2011年度、色々な提案を行った。ここで活動と言わないで「提案」としたのは、園長の思いつきで、職員に準備無しで実施してもらったこともあったからである。行った活動は、以下である。

- ・ミーティングで研修報告を行う
- ・ミーティングで保護者対応の実践例を発表する
- ・職員会議後、園内研修としてモンテッソーリ教育の研修を行い、研修担当を有資格者が行った
- ・礼拝に参加する職員が、交代で礼拝の司会、ゲームの企画、リードを行った
- ・職員会議で月の賛美の伴奏を行った

これらの活動を行うことで、職員が自分で発表する機会が増えた。そのため、系統的に考えて、相手に分かるように話す訓練にもなったと思う。それがひいては、子ども達に分かりやすく話す練習にもなる。今後も、どんどん実践例を増やしていきたいと考えている。

◎ 今年度の実践を踏まえて、今後の展望

来年度は、現在も行っている「保育参加」において、もっと親御さんにも保育者として活躍してい

ただこうと、考えている。今の保育参加においては、自分の子どもだけを見る、自分の子どもも見ない（ただ、保育活動をしている場所にいる）という親の姿がある。それでは、せっかく保育園の生活に「参加」してもらっている意味が無い。そこで、親にも先生となってもらって、保育活動をしてもらおうと考えているのである。そして、子どもとの関わり方、子どもの見かたを学んでほしい。

◎ 保育園運営の立場から

この自己点検を作成して、もう一度認識し直したことがある。それは、保育園の役割、保育者の基本姿勢は「子どもの最善の利益を求める」ということである。昨今は、それがたとえ、保護者の考え、姿勢に反するものであっても、という事例が報告されている。保育園が、子どもの代弁者として、保護者に説明していく、という責任を担っているのである。保護者の中には、自分が休みの

日でもかまわず子どもを保育園に預ける人が未だにいる。子どもは、週 6 日出席になる。毎日、長時間保育を行っている子どもは、肉体的にも精神的にも休まる場所が無いだろう。なにより、人間関係の根本となる、母子関係、親子関係がそんなにか細いものでいいのだろうか。保育園が、保護者の要求を全て受けていると、それを助長してしまうことにもなる。本園では、「子育ての権利、責任は親のもの」という考えに基づいて、今年度色々な変革を行ってきた。現場の保育者が保育活動を行うのに少しでも効率化、合理化を図れて入れれば、幸いである。

さて、「保育課程」については、本園では今回の「保育所指導指針」の改定に伴い、本園の保育課程を大きく見直し、よりよいものにしようと努めてきたところである。特に、ゆったりした視点で保育できるようにと、1年の活動時期を「4期」から「2期」へと変更し、保育の内容が新保育所指導指針に整合するように努めてきた。

その結果、保育内容は以前よりも充実したが、まだまだ、0歳児（赤ちゃん組）から2歳児（ぱんだ組）までの保育内容の連続性がわかりづらいなど、保育課程や月間指導計画の書式やその書き方を改善する必要があるように思える。特に、各保育士は当然のこととして保育活動に当たっていることも、「保育課程」には記入されていないことが判明し、保育内容を保護者の方々に正しく理解してもらうためにも「保育課程」の記載内容を十分に吟味する必要性を感じた。

今回の「自己点検自己評価」での改善すべき点は、来年度の保育課程の見直しの際に反映させたいと思う。

（以上）

社会福祉法人現況報告書

平成 28 年4月1日現在

I 基本情報

所轄庁	市						
法人名	社会福祉法人プレイズザロード	主たる事務所の所在地	〒 020 - 0625 滝沢市葉の木沢山555番地5	電話番号	019 - 688 - 6773	FAX番号	019 - 688 - 6773
ホームページアドレス	http://www.hareruya-hoikuen.com/	メールアドレス	chjesug@hotmail.com	設立認可年月日	平成20年3月26日	設立登記年月日	平成20年4月1日
代表者	氏名	年齢	住所	職業	就任年月日		
	理事長 森田 友明	非公表 65	非公表 岩手県盛岡市岩脇町1番地12	医師	平成20年4月1日		

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種						○	
	第二種	保育所	公表	滝沢市葉の木沢山555番地5	平成20年4月1日	60		
老人福祉	第一種							
	第二種							
障害者福祉	第一種							
	第二種							
その他	第一種							
	第二種							

	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
公益事業					
1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業 6 子育て支援に関する事業 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 8 ボランティアの育成に関する事業 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等) 10 社会福祉に関する調査研究等 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健地域支援事業を市町村から受託する事業 13 有料老人ホーム 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業 15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 16 その他 ()					
収益事業					
1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル 2 駐車場の経営 3 公共的、公共的施設内の売店の経営 4 その他 ()					
その他の事業					
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 4 災害時における各種支援活動の実施 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施 6 他法人との連携による人材育成事業 7 その他 ()					

Ⅲ 組織

理事	定員	現員												理事会への出席回数					
	6	6	役職	氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			資格					施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事報酬 (職員と兼務の場合は支給方法)			
	親族	他の社会福祉法人の役員					その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	施設長	その他	理事報酬・職員給与ともに支給	理事報酬のみ支給			職員給与のみ支給	支給なし		
理事長	森田 友明	医師	平成28年4月1日 ~ 平成30年3月31日	○				○				○				○	4		
理事	大澤 英夫	税理士・行政書士	〃				○									○	4		
理事	川田 利知子	学校教諭	〃				○									○	1		
理事	佐藤 研司	無職	〃					○								○	4		
理事	北村 富美代	幼稚園主任	〃				○									○	4		
理事	森田 恵	保育園園長	〃	○						○		○			○	○	4		

監事	定員	現員												理事会への出席回数	
	2	2	氏名	職業	任期	資格				施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	監事報酬				
	財務諸表等を監査し得る者					社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	その他	支給あり		支給なし				
公認会計士、税理士	弁護士	会社等の監査役、経理責任者等	その他												
花松 行雄	社会福祉法人理事	平成28年4月1日 ~ 平成30年3月31日				○			○					○	4
佐々木 繁	無職	〃							○					○	4

評議員	定員	現員	親族等特殊関係者の有無			理事の親族	資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議員への出席回数	
	氏名	職業	任期	親族	他の社会福祉法人の役員		その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	地域の代表者	施設長	利用者の家族の代表					その他
施設長	施設名		氏名			就任年月日		法令等に定める資格の有無									
	ハレルヤ保育園		森田 恵			平成23年4月1日		無									
職員	常勤専従	常勤兼務		非常勤													
		換算数		換算数													
	法人本部																
	施設	18		6	3												
理事会	開催年月日		出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項											
	平成27年5月22日		6	1	有	1.職員給与規則の一部改正について 2.2014年度事業報告について 3.2014年度決算について 4.監事監査結果について 5.2015年度第1次補正予算について											
	平成27年11月20日		6	1	有	1.2015年度第2次補正予算について 2.2016年度事業計画の方針について											
	平成28年2月19日		6		有	1.理事の選任について 2.職員給与規則等の一部改正について 3.ハレルヤ保育園の移転計画について 4.2015年度第3次補正予算について 5.次期理事及び監事の選出について 6.2016年度事業計画について 7.2016年度予算案について											
	平成28年4月1日		6		有	1.理事長の選考について											
評議員会	開催年月日		出席者数	監事出席の有無	決議事項												
監事監査	監査年月日		監査者		監査報告の有無	指摘事項			改善事項								
	平成27年5月12日		佐々木 繁、花松 行雄		有	特になし											
	平成27年10月20日		佐々木 繁、花松 行雄		有	特になし											

IV 資産管理

平成 28 年3月31日現在

不動産 の所有 状況	所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況				
				提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の 承認の有 無
基本 財産	土地							
	建物	滝沢市葉の木沢山555-6、555-5 滝沢市葉の木沢山555-7、555-6	409.58 182.18	41,438	平成20年4月25日			
運用 財産	土地							
	建物							
公益 事業 用財産	土地							
	建物							
収益 事業 用財産	土地							
	建物							

V その他

										平成	28	年4月1日現在	
情報公開	定款	役員名簿	評議員名簿	財産目録	事業計画書	事業報告書	役員報酬規程	第三者評価結果	苦情処理結果				
	インターネット	法人HP	法人HP	法人HP	法人HP	法人HP	法人HP		その他方法				
	広報誌												
	新聞												
	前々年度の財務諸表				前年度の財務諸表								
	貸借対照表	資金収支計算書	事業活動計算書 (事業活動収支計算書)	貸借対照表	資金収支計算書	事業活動計算書(事業活動収支計算書)	公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)	
	インターネット	法人HP	法人HP	法人HP	法人HP	7~9月	法人HP	7~9月	法人HP	7~9月	法人HP	7~9月	
広報誌													
新聞													
外部監査	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	
	費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		
	公認会計士												
	監査法人												
	税理士												
その他													
指摘事項													
第三者評価	受審施設・事業所名		平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	
			費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		
										平成	28	年3月31日現在	
準拠している会計基準	社会福祉法人新会計基準	社会福祉法人旧会計基準	経理規程準則	指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針	訪問看護会計・経理準則	介護老人保健施設会計・経理準則	授産会計基準	就労会計基準	病院会計準則	企業会計基準	その他		
	○												

平成 28 年度の法人の経営状況（総括表）

1. 法人単位の資金収支の状況

項目	金額(千円)
(1)事業活動資金収支差額	12,266
①事業活動収入	104,586
・保育事業収入	103,489
・その他収入	1,097
②事業活動支出	92,320
・人件費支出	75,690
・事業費支出	9,968
・その他支出	6,662
(2)施設整備等資金収支差額	▲ 640
①施設整備等収入	
②施設整備等支出	640
・固定資産取得支出	640
(3)その他の活動資金収支差額	▲ 9,600
①その他の活動収入	
②その他の活動支出	9,600
当期末資金収支差額	2,026
前期末支払資金残高	9,763
当期末支払資金残高	11,789

(※)医療事業収入分を除く。(社会福祉法人新会計基準の勘定科目上、算出できないため。)

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得

2. 法人単位の事業活動の状況

項目	金額(千円)
(1)サービス活動増減差額	7,033
①サービス活動収益	103,489
②サービス活動費用	96,456
減価償却費	5,173
その他のサービス活動費用	91,283
(2)サービス活動外増減差額	60
①サービス活動外収益	1,097
②サービス活動外費用	1,037
(3)特別増減差額	0
①特別収益	0
②特別費用	0
当期活動増減差額	7,093
前期繰越活動増減差額	34,340
当期末繰越活動増減差額	41,433
基本金取崩額	0
その他の積立金取崩額	0
その他の積立金積立額	9,600
次期繰越活動増減差額	31,833

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

3. 法人単位の資産等の状況

項目	金額(千円)
(1)資産の部	63,848
①流動資産	14,204
②固定資産	49,644
(2)負債の部	2,415
①流動負債	2,415
②固定負債	
(3)純資産の部	61,433
減価償却累計額	32,803

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

4. 積立金の状況

貸借対照表上の積立金の勘定科目	積立目的	本年度末時点の積立金額(千円)	積立計画の有無	積立目標額(千円)	施設整備の場合		
					整備事由	整備時期	整備対象施設名
保育所施設・設備整備積立金	保育所の設備整備のため	18,600	○	250,000	新築	平成30年	ハレルヤ保育園
施設・設備整備積立金	法人施設の設備・整備のため	5,000					

5. 関連当事者との取引の内容

種類	法人等の名称	住所	資産総額(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員等の兼務等	事業上の関係				

6. 地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要	実施の有無	事業開始年度	本年度支出額(千円)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免			
2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施			
3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施			
4 災害時における各種支援活動の実施			
5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施			
6 他法人との連携による人材育成事業			
7 その他 (食育活動、地域福祉施設及び小・中学校との連携活動)	○	平成20年度より継続	-

(注)「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「-」を記載している。